

第 7 期地域安全まちづくり推進計画
(令和 7 年度～令和 9 年度)
【 案 】

令和 7 年 月
兵 庫 県

目 次

I	はじめに	1
II	第7期推進計画の基本的枠組	
1	位置づけ	2
2	基本理念	2
3	計画期間	2
4	基本的方向	2
5	犯罪被害者等支援計画・再犯防止推進計画	2
III	県内の地域安全を取り巻く状況	
1	社会情勢等	3
2	県民の意識等	11
IV	第7期推進計画の目標設定	
1	目標	16
2	目標達成に向けた行動	17
3	活動指標	18
V	主体の役割と連携	19
VI	具体的取組	20
	行動1 誰もが安全安心な地域をつくる	21
	行動2 犯罪が発生しにくい環境を整備する	35
	行動3 変化する犯罪から身を守る	40
	【参考1】第6期地域安全まちづくり推進計画の成果	44
	【参考2】地域安全まちづくり条例	46

I はじめに

兵庫県では、安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例」を施行しました。

この条例に基づき、地域安全まちづくり活動を着実に進めるための施策を総合的・計画的に実施する「地域安全まちづくり推進計画」（第 1 期～第 6 期、各 3 カ年計画）を策定し、住民や事業者の皆さんによる防犯活動をはじめ、地域の様々な主体が展開する取組を支援してきました。

刑法犯認知件数は、平成 14 年の 16.4 万件をピークに減少が続いていましたが、令和 4 年以降増加に転じています。特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺が急増するなど、手口が巧妙化するとともに、SNS 等を通じた緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団「匿名・流動型犯罪グループ」による犯行や、安易な気持ちで闇バイトに手を出し、犯行から抜け出せなくなるケースが生じるなど、犯罪傾向が複雑多様化しています。性犯罪や、子どもが犯罪に巻き込まれる事案も後を絶ちません。地域の活動を支える防犯グループや地域安全まちづくり推進員などの担い手確保も大きな課題です。

これらの犯罪情勢の変化等に的確に対応するには、人と人、人と地域のきずなを強め、地域全体で犯罪を防ぐための取組をはじめ、DX の推進による効果的な防犯対策や、犯罪への加担を防ぐ対策など、地域の安全・安心を守る施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

このため、第 7 期地域安全まちづくり推進計画（令和 7～9 年度）を策定し、地域防犯力の向上や見守り活動の実践、詐欺被害の防止等に取り組むとともに、犯罪被害者等支援や再犯防止についても関係機関との連携のもと積極的に進め、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく、誰もが安全で安心して暮らせる兵庫の実現を目指します。

（これまでの計画）

第 1 期：平成 19～21 年度	第 2 期：平成 22～24 年度	第 3 期：平成 25～27 年度
第 4 期：平成 28～30 年度	第 5 期：令和元～3 年度	第 6 期：令和 4～6 年度

Ⅱ 第7期推進計画の基本的枠組

1 位置づけ

地域安全まちづくり条例第12条に基づき、地域安全まちづくり活動を支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、第7期推進計画を策定します。

また、県政の基本方針である「ひょうごビジョン2050」に掲げる「みんなが生きやすい地域」を目指すための実行プログラムに位置づけるとともに、SDGsの考え方等との整合性を図ります。

また、人と人、人と地域のきずなを強める取組は、安全安心なまちづくりだけでなく、地域住民一人ひとりの暮らしや生きがいがいづくり、孤立を生まない社会づくりなど、県政の推進に不可欠な要素であることから、他分野の県計画を所管する関係部署と緊密に連携し、着実に取組を実行します。

2 基本理念

第1期推進計画からの基本理念を継続し、人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる「誰も取り残さない」持続可能な兵庫の実現を目指します。

3 計画期間

令和7年度～令和9年度（3カ年）

4 基本的方向

（1）地域安全まちづくり活動の支援

犯罪情勢や防犯活動に関する情報を共有し、見守り力の向上、地域安全への意識高揚・普及啓発を図るとともに、地域防犯の新たな担い手確保や活動支援など、地域全体が継続的かつ安定して活動できる環境を整備します。

（2）防犯に配慮した環境整備の支援

防犯パトロールなどのソフト面だけでなく、地域防犯力の要となる防犯カメラの整備をはじめ、建物や設備等における防犯上の配慮について、DXの活用も踏まえながら対策を推進します。

（3）変化する犯罪への対応

SNS等を通じた闇バイトによる被害の発生や、特殊詐欺被害、SNS型投資・ロマンス詐欺被害が増加する中、被害者はもちろん、新たな加害者も生み出さないよう、情報発信等に取り組めます。

5 犯罪被害者等支援計画・再犯防止推進計画

犯罪被害者等支援について、機運の高まりを受け、令和5年3月に単独条例を制定し、令和6年3月には、条例の理念を具体化した支援計画を策定しました。今後は、同計画に基づき、経済的負担の軽減、二次被害への配慮、途切れない支援など、犯罪被害者等に寄り添った支援に取り組めます。

再犯防止については、国の第二次再犯防止推進計画に基づき、令和5年7月に単独計画を策定しました。今後は、同計画に基づき、関係機関と連携して再犯防止の取組を進めます。また、就業・住居の確保、満期出所者への支援など、犯罪をした人の再出発を後押しするとともに、社会の一員として受け入れるための周囲の理解促進を図ります。

いずれの取組も、「誰もが安全で安心して暮らせる兵庫の実現」に向けて、不可欠な要素であることから、引き続き、地域安全まちづくり活動との両輪により、安全安心な兵庫を目指します。

Ⅲ 県内の地域安全を取り巻く状況

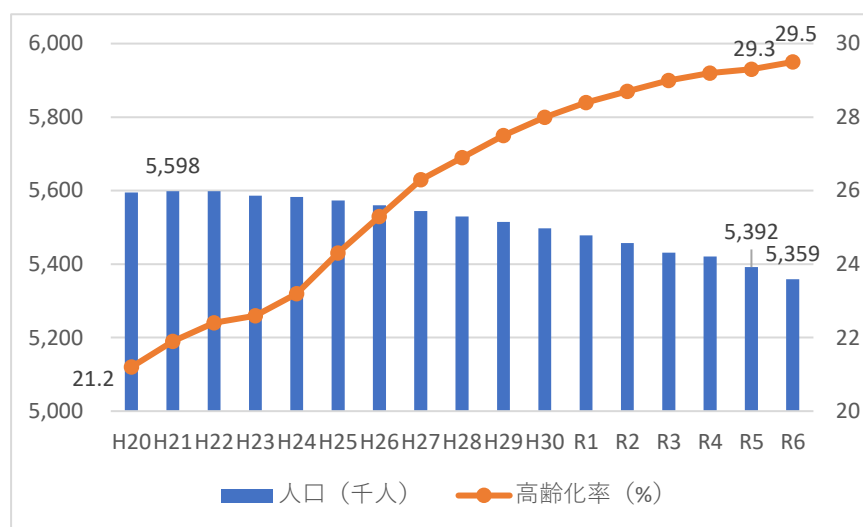
1 社会情勢等

(1) 人口・高齢化率

兵庫県の人口は、少子化の進展などにより、平成 21 年の約 560 万人をピークに減少に転じており、令和 6 年の 65 歳以上の人口は 29.5%と高齢化に歯止めがかからない状況です。

地域防犯の担い手も高齢化等に伴い、活動の継続が難しくなりつつあります。

【兵庫県の人口・高齢化率の推移】



(高齢者保健福祉関係資料(兵庫県))

(2) 新型コロナウイルスの影響

令和 2 年 1 月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月に 5 類感染症に移行し、3 年余り続いた行動制限等のコロナ対策は大きな転換点を迎えました。しかし、多くの人数が集まる行事等の回避など、私たちのライフスタイルや考え方に大きな影響を与えたことから、人と人とのつながりを前提とする地域活動がコロナ禍前と同様に行われるかは不透明です。

一方で、人流が戻ることに伴い、街頭犯罪等のリスクも上昇します。犯罪件数が、コロナ禍前の水準を超えないよう、注視が必要です。

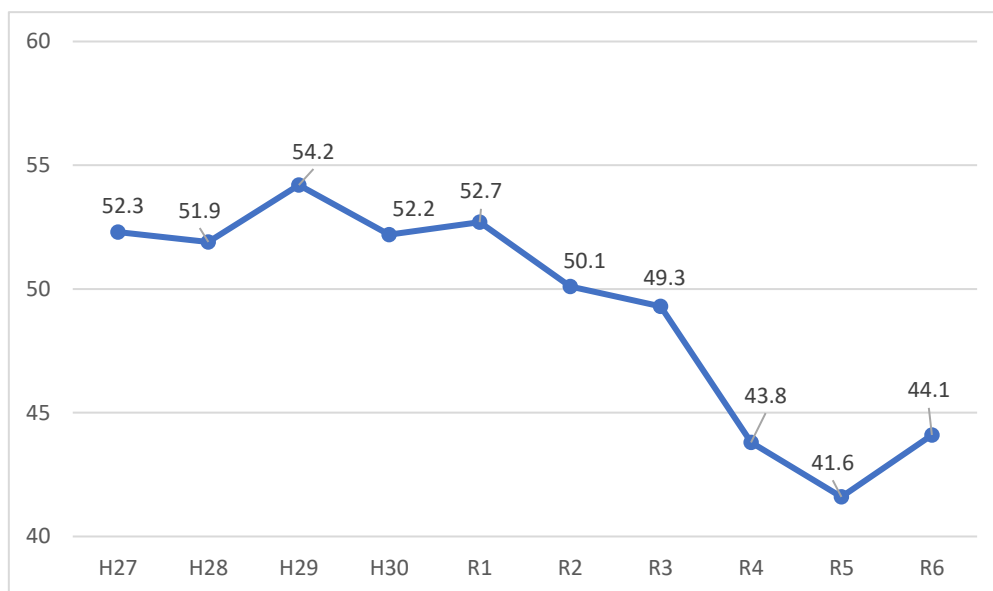
【5 類感染症への移行による主な影響】

項 目	影 響
待期期間 (原則)	なし
療養期間	なし
緊急事態宣言	発令できない
外出自粛要請	できない
イベント	収容率等の制限撤廃

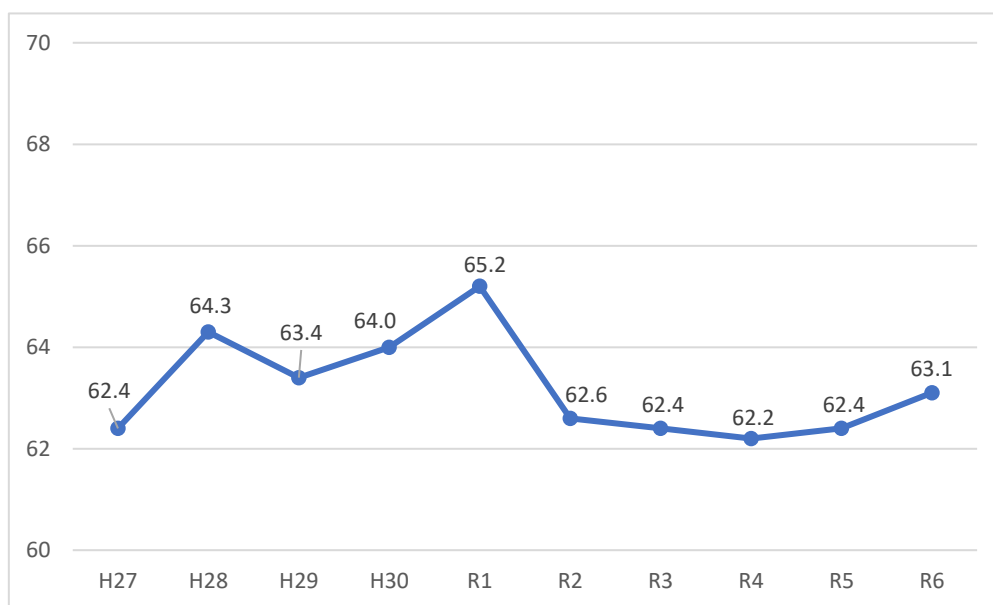
(3) 地域のつながり

地域の異なる世代の人とのつきあいがある人、頼りになる知人や親戚などが近所にいる人が減少傾向にあるなど、地域のつながりの希薄化が懸念されます。

【地域の異なる世代の人とのつきあいがある人の割合の推移（％）】



【頼りになる知人や親戚などが近所にいる人の割合の推移（％）】



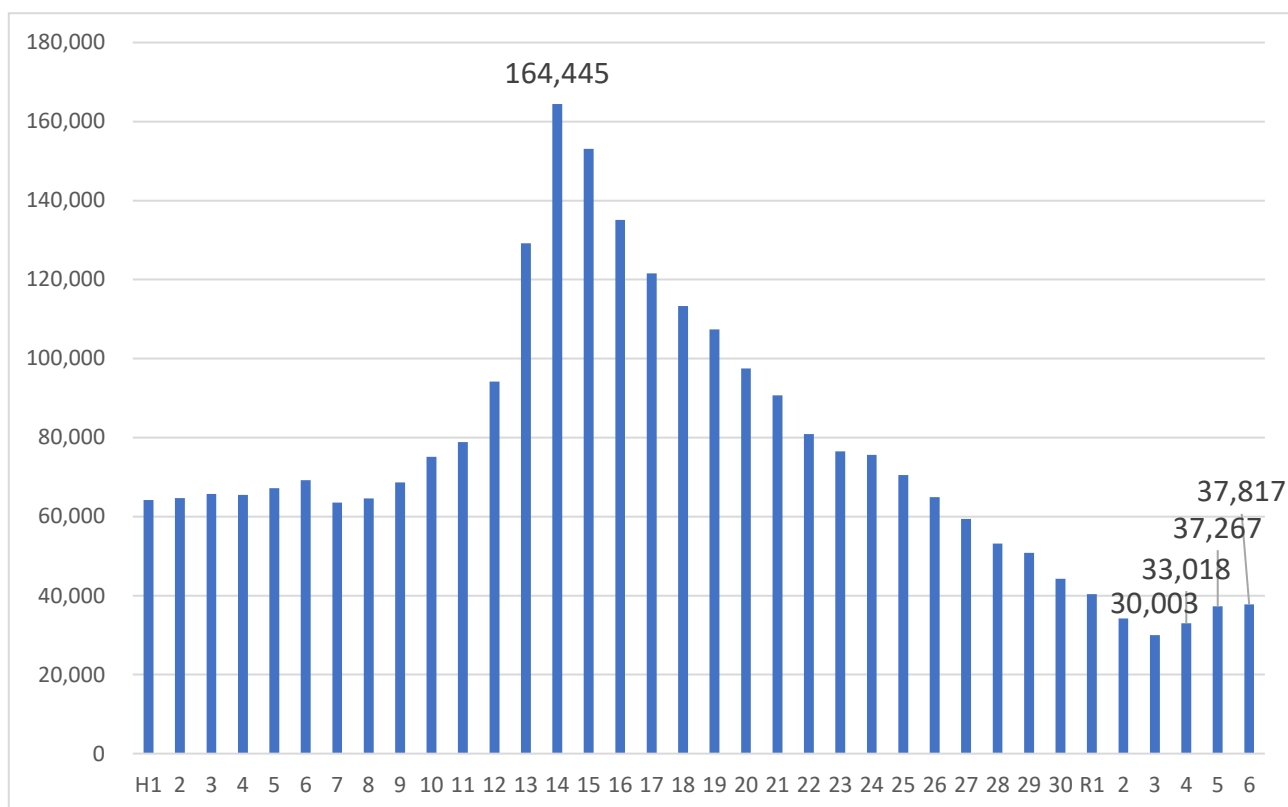
（「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査（兵庫県））

(4) 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数は、平成 14 年の 164,445 件をピークに、19 年連続で減少していたものの、令和 4 年以降 3 年連続で増加しています。

特殊詐欺等の知能犯の増加が顕著です。近年、闇バイトを通じて実行役を募り、個人宅などに押し入る強盗事件や SNS による投資詐欺等も発生しています。

【刑法犯認知件数の推移】



	H14 (ピーク)	R5	R6	R5→R6 増減数
凶悪犯 殺人、強盗、放火、不同意性交等	494	298	369	71
粗暴犯 暴行、傷害、脅迫、恐喝等	4,227	4,250	4,018	-232
窃盗犯 侵入盗、乗物盗等	132,790	22,743	22,428	-315
知能犯 詐欺、横領、偽造等	2,312	3,559	4,445	886
風俗犯 賭博、不同意わいせつ等	547	794	1,142	348
その他の刑法犯	24,075	5,623	5,415	-208
合 計	164,445	37,267	37,817	550

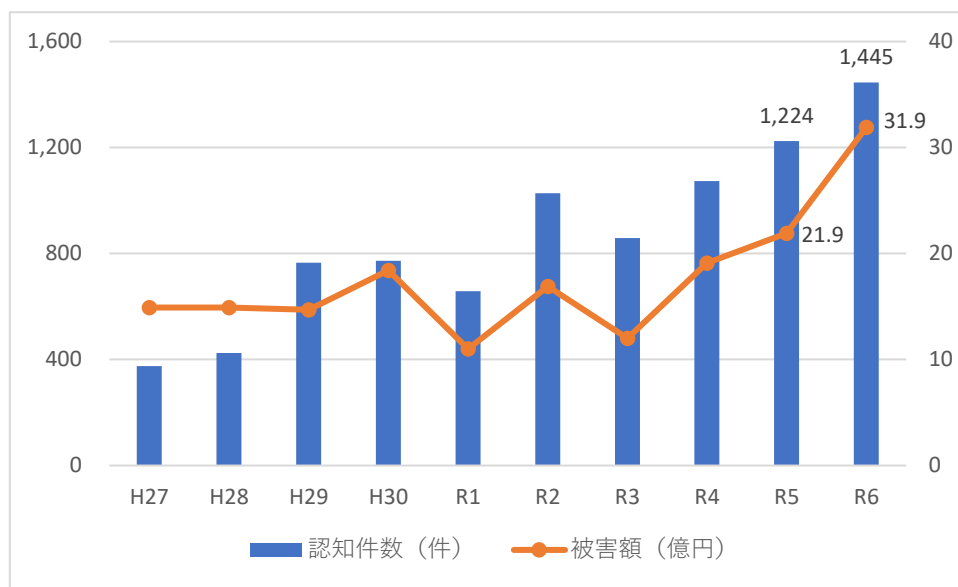
(兵庫県警察本部調べ)

(5) 特殊詐欺被害等

令和6年の特殊詐欺被害は、認知件数1,445件、被害額31.9億円と、いずれも過去最多を更新しました。被害に歯止めをかけるため、対策の強化が必要です。被害者のうち、60代以上が全体の約8割を占めています。

手口別では、「オレオレ詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」の被害が多く、これらの手口が全体の約8割を占めています。

【特殊詐欺被害認知件数・被害額の推移】

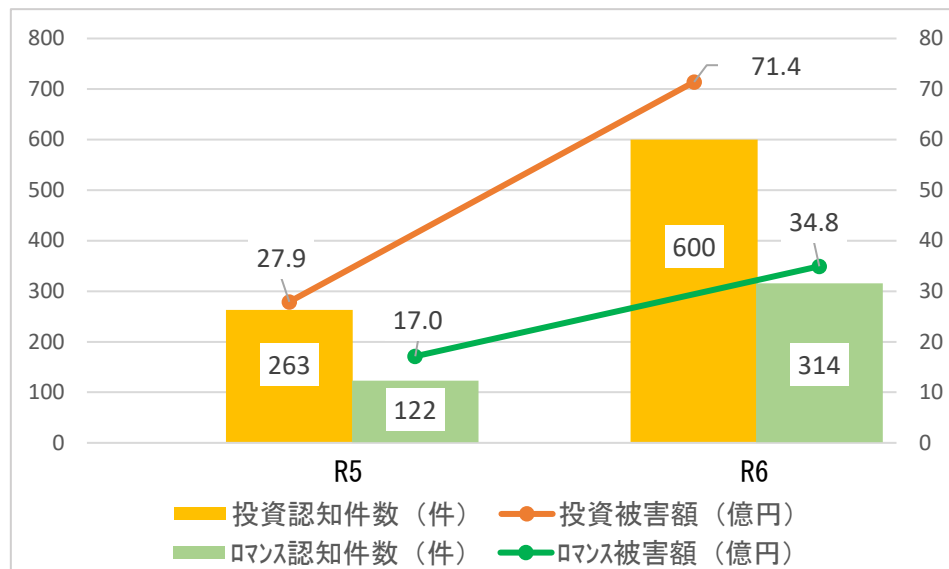


手口等	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R5→R6 増減数
オレオレ詐欺	68	44	32	61	86	244	158
預貯金詐欺	246	348	69	58	94	143	49
架空料金請求詐欺	171	217	305	410	511	425	-86
還付金詐欺	27	315	321	394	355	456	101
その他の特殊詐欺	8	8	9	12	14	52	38
キャッシュカード詐欺盗	138	95	123	139	164	125	-39
合 計	658	1,027	859	1,074	1,224	1,445	221
被害額 (億円)	11.0	16.9	12.0	19.1	21.9	31.9	10.0

(兵庫県警察本部調べ)

また、最近の傾向として、SNS による投資勧誘や、恋愛感情を抱かせたりすることによる詐欺被害が急増しています。巧妙な手口で一度だまされると詐欺と気づくまで何度も金銭を要求され、被害金額が高額になるおそれもあります。

【SNS 型投資・ロマンス詐欺認知件数、被害額】

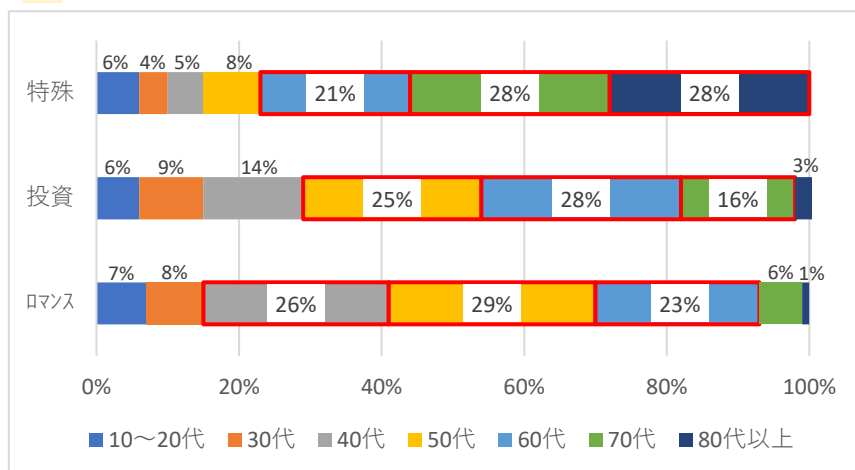


(兵庫県警察本部調べ)

【県内の SNS 型投資・ロマンス詐欺の例】

手 口	被害者	被害額	被害内容
投資詐欺	60 代	約 1 億円	SNS で著名投資家を名乗る者から、「一部の人だけが購入できる投資ファンド商品がある」等と勧誘を受け、指定口座に複数回振り込まれた。
ロマンス詐欺	40 代	約 2,800 万円	SNS で人気バンドメンバー男性を名乗る者と知り合い、「個人情報盗まれ、あなたとのやりとりをネットにさらすと脅されている。和解金の関係で助けてほしい」等と言われ、指定口座に複数回振り込まれた。

【R6 特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺被害者年代別構成】



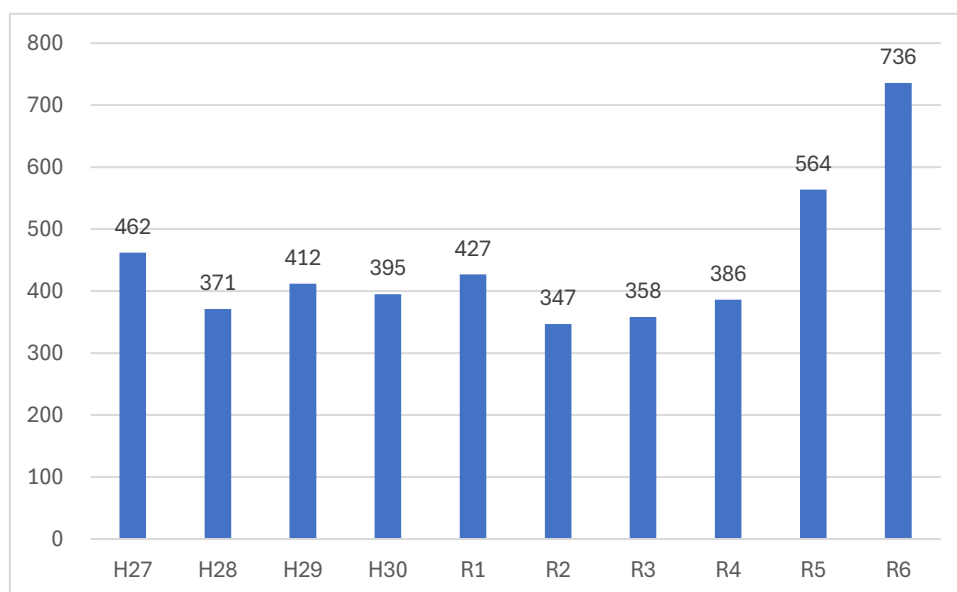
(兵庫県警察本部調べ)

(6) 性犯罪被害

同意のない性的行為は処罰されることを明確化するため、令和5年7月の刑法改正により、それまでの強制性交等罪・強制わいせつ罪から、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪に変更となりました。相手が明確に同意する意思を示さずに性交に及んだ場合にも広く適用されるなど、犯罪成立要件が拡大し、それに伴い、**令和5年以降**の被害者数は大きく増加しています。性犯罪は、被害者が子ども、加害者が近親者であるなど、被害が潜在化しやすく、性別に関わりなく被害に遭う可能性があります。

関係機関で連携しながら、被害防止や、被害を潜在化させない取組が必要です。

【不同意性交等・不同意わいせつ被害者数の推移】



※令和5年7月12日以前は、強制性交等・強制わいせつ等の被害者数

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
不同意性交等 (強制性交等・強姦) 被害者	男性	0	0	1	0	5	1	4	5	6	4
	女性	65	52	51	88	84	62	85	104	133	204
	計	65	52	52	88	89	63	89	109	139	208
不同意わいせつ (強制わいせつ) 被害者	男性	12	10	14	18	16	11	15	14	13	21
	女性	385	309	346	289	322	273	254	263	412	507
	計	397	319	360	307	338	284	269	277	425	528
合 計	男性	12	10	15	18	21	12	19	19	19	25
	女性	450	361	397	377	406	335	339	367	545	711
	計	462	371	412	395	427	347	358	386	564	736

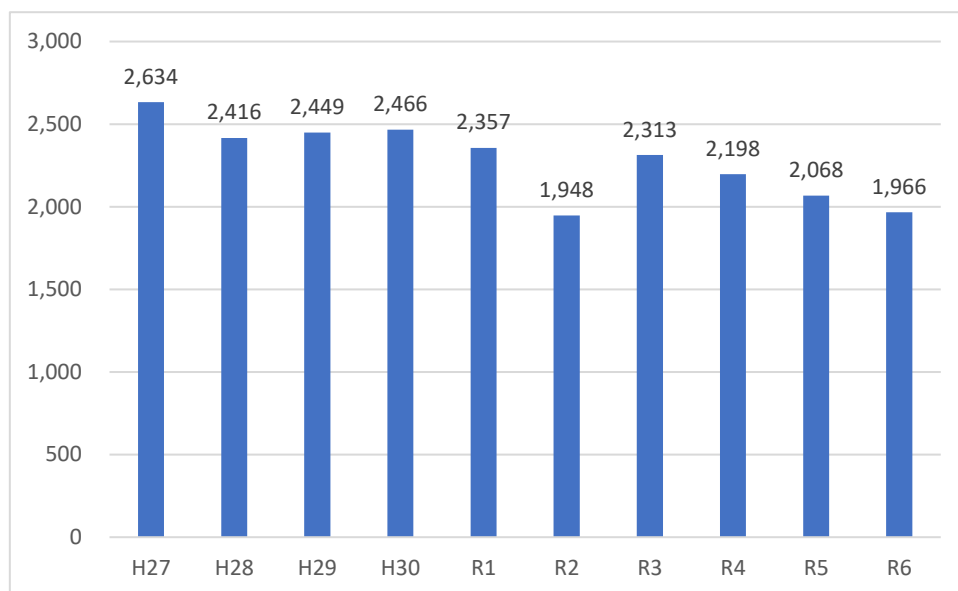
(兵庫県警察本部調べ)

(7) 子ども(20歳未満)に対する声かけ・つきまとい等

凶悪犯罪や性犯罪の前兆ともみられる子どもに対する声かけ等事案の発生件数は、2,000件前後で推移しています。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行し、人流が戻りつつある中、引き続き警戒が必要です。

【子どもに対する声かけ等事案件数の推移】



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H27 →R6
声かけ	659	603	616	649	595	554	679	621	559	563	-96
つきまとい	296	258	256	289	253	188	265	267	222	255	-41
露 出	373	334	289	206	193	133	139	121	129	66	-307
不審者	259	321	332	426	372	282	254	247	258	128	-131
撮影行為	147	127	154	225	251	240	318	312	307	328	181
その他	900	773	802	671	693	551	658	630	593	626	-274
合 計	2,634	2,416	2,449	2,466	2,357	1,948	2,313	2,198	2,068	1,966	-668
増 減		-8.3%	1.4%	0.7%	-4.4%	-17.4%	18.7%	-5.0%	-5.9%	-4.9%	-25.4%

(参考)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H27 →R6
20歳未満人口	1,022,856	1,013,972	1,002,840	990,790	975,913	960,449	943,060	926,041	909,635	893,584	-129,272
増 減		-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.5%	-1.6%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-12.6%

(件数：兵庫県警察本部調べ)

(20歳未満人口：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日現在・総務省))

(8) 新たな犯罪グループ・手口への対策

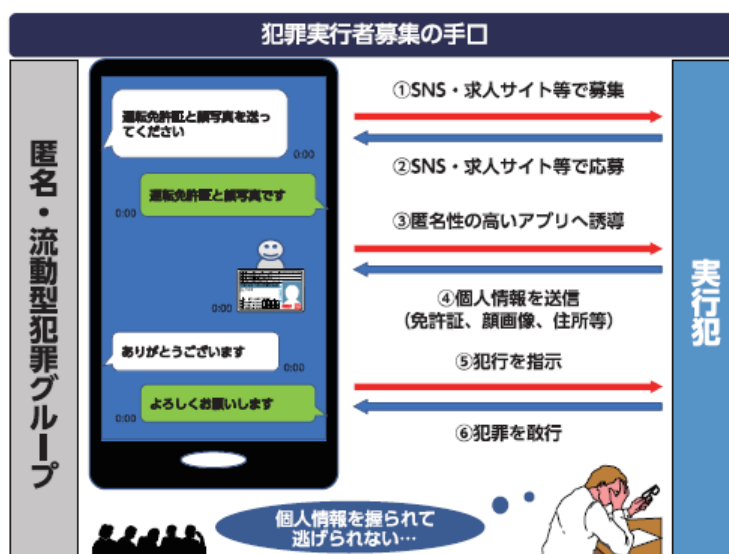
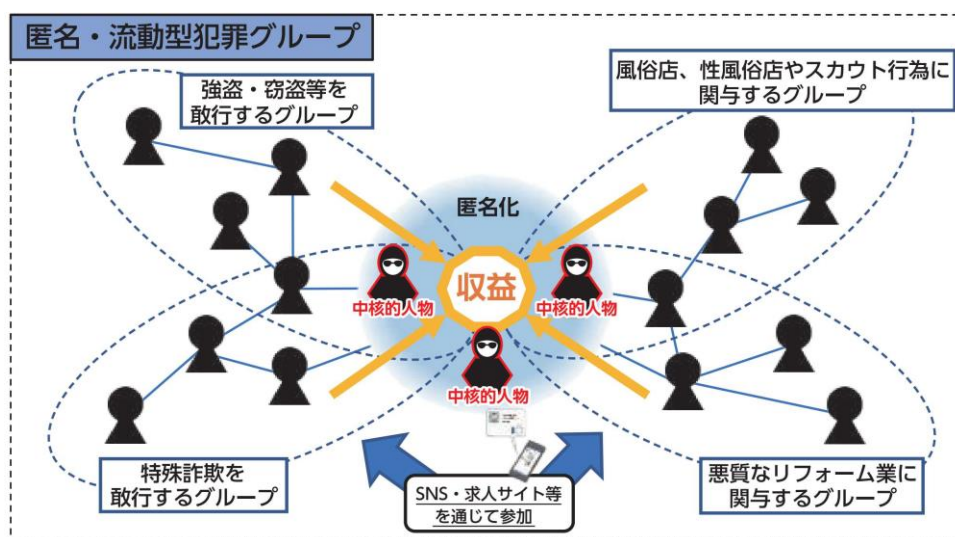
近年、SNS や求人サイト等を通じ、仕事の内容を明らかにせずに高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行役を募集する「闇バイト」を実行犯とする被害が増加しています。

「匿名・流動型犯罪グループ」と呼ばれる、SNS 等を通じた緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団が実行役を募り、特殊詐欺をはじめ、時には強盗など人命を脅かす重大な犯罪を行うケースが発生しています。

闇バイトに一度手を出してしまうと、身分証明書や家族の個人情報を送信させられ、指示役から脅されて抜け出せずに何度も犯罪に手を貸し、使い捨てられることもあります。

防犯対策の強化と並行して、SNS を活用する若者を中心に闇バイトに加担させないための対策が必要です。

また、犯行の際に地域の身近な場所が利用されることがあり、防犯活動で注意を要する箇所の周知等により、防犯意識を向上させ、犯罪抑止等につなげていく必要があります。



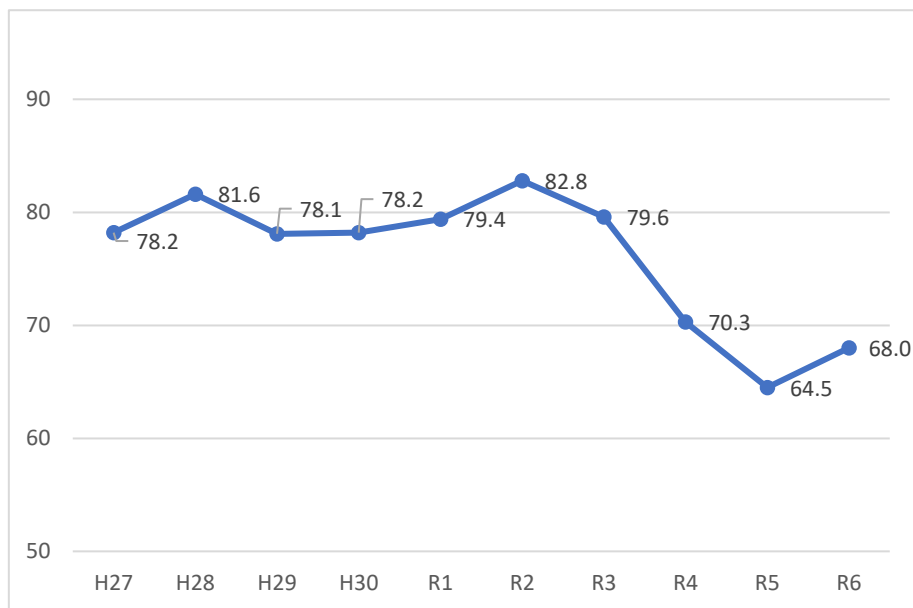
（出典：令和6年警察白書）

2 県民の意識等

(1) 県民の体感治安

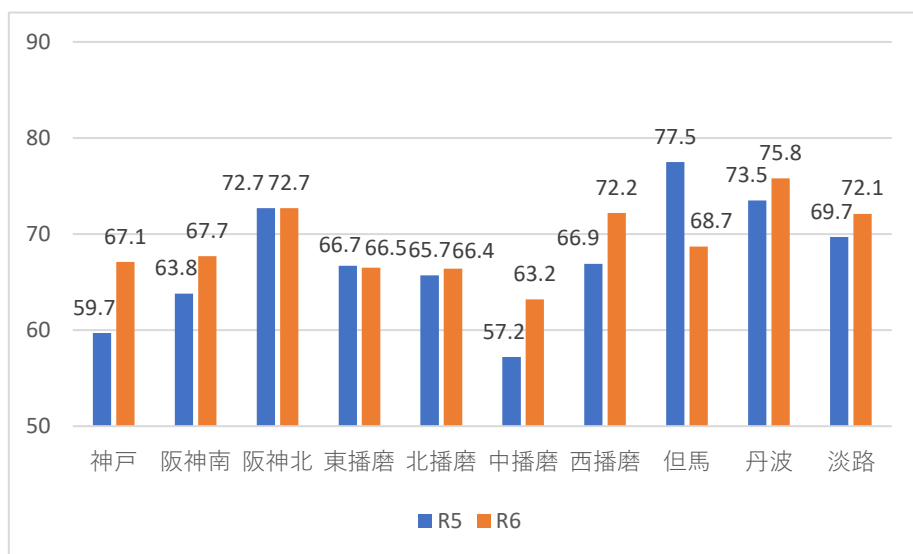
「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査において、「お住まいの地域は、治安が良く、安心して暮らせると思いませんか」という設問に「そう思う」等と回答した人の割合は、第6期推進計画期間である令和4年度～令和6年度の3カ年平均で67.6%となり、第5期推進計画以前の水準より減少傾向にあります。

【「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人」の割合の推移（%）】



期 間	「そう思う」等の割合
第5期 (R1～R3)	80.6%
第6期 (R4～R6)	67.6%

【地域別割合（%）】



（「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査（兵庫県））

(2) 地域防犯活動者の意識

地域の自主的な防犯活動団体である「まちづくり防犯グループ」や、防犯活動のリーダー役となる「地域安全まちづくり推進員」により、登下校時の子どもの見守り活動や防犯パトロール、あいさつ・声かけ運動など各地域の実情に応じた活動が展開されています。

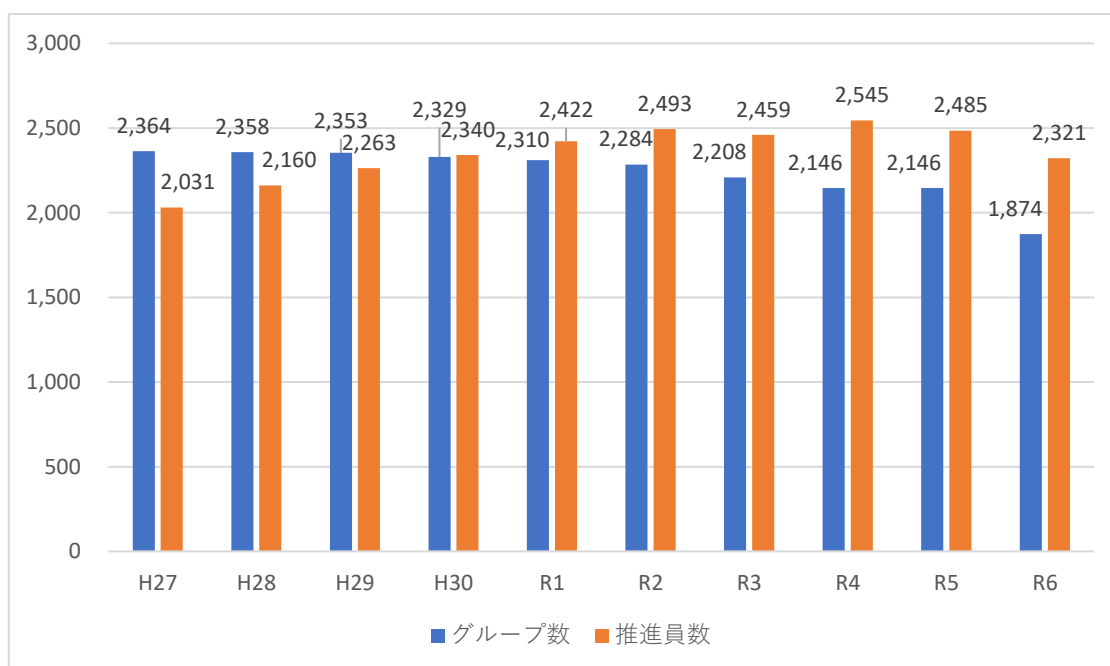
まちづくり防犯グループや地域安全まちづくり推進員は、メンバーの高齢化等に伴い減少傾向にあり、地域の安全を守る担い手の確保や育成が必要です。

まちづくり防犯グループ等を対象にした、地域の防犯意識等に係るアンケートでは、居住地域の防犯に関する意識について、約6割の人が「高い」、「どちらかといえば高い」と回答されています。

県民の体感治安とまちづくり防犯グループ等の防犯意識には一定の差があり、住民への地域の犯罪状況や防犯活動に係る意識啓発、現場の担い手確保、AI 防犯カメラ等の DX を活用した効果的な防犯対策が必要です。

また、個人の批判や自身の意見を過度に主張する行為等がエスカレートして、地域に不安をもたらす可能性がある中、防犯活動や見守り活動を着実に行うことで、犯罪の未然防止につながるものとなります。

【まちづくり防犯グループ数・地域安全まちづくり推進員数の推移（各年4月1日現在）】

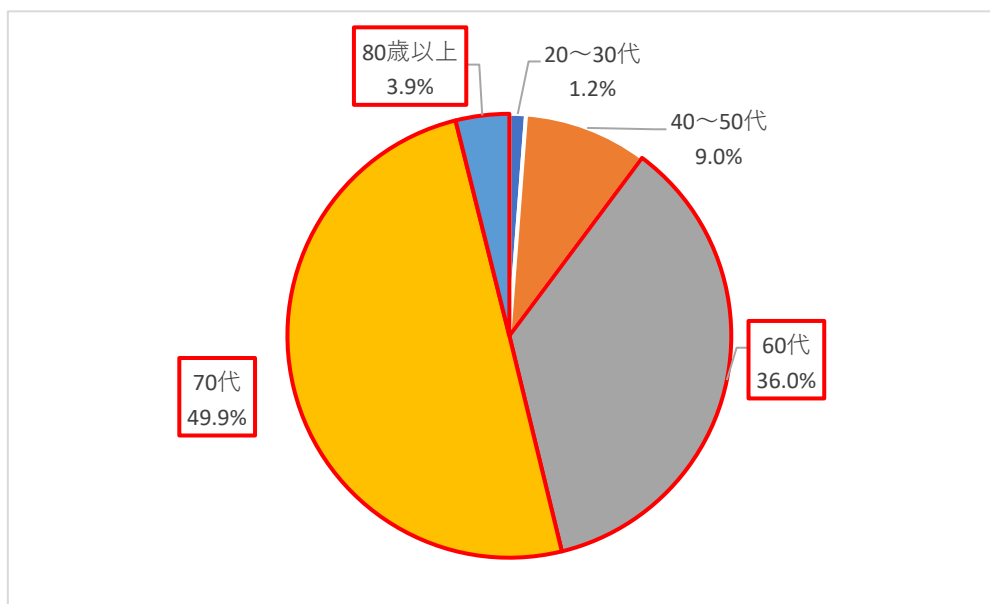


(兵庫県調べ)

○R6. 12 まちづくり防犯グループアンケート（兵庫県）

n=433

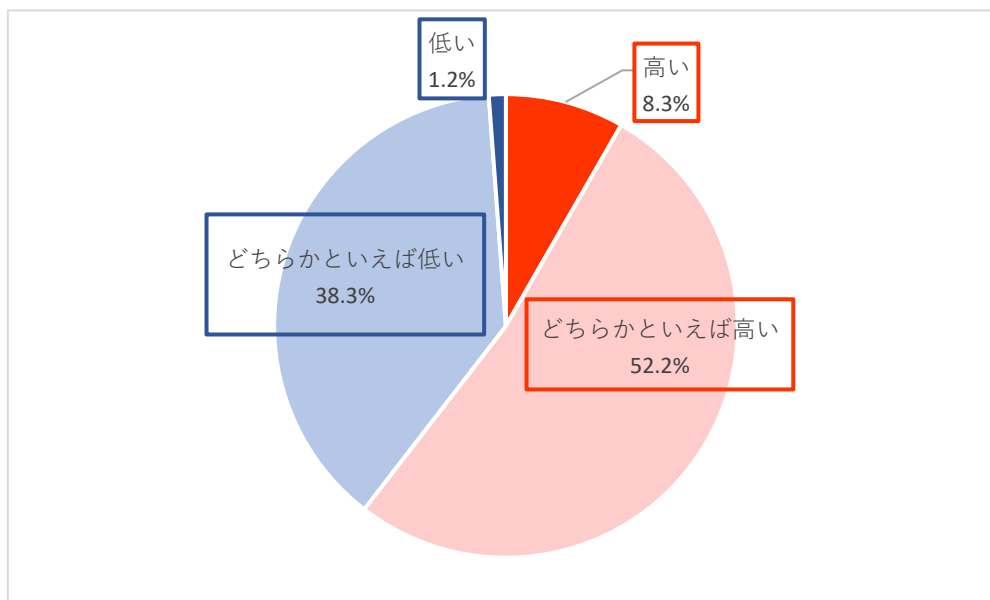
【あなたの防犯グループに参加する方は、どの年代の方が一番多いですか】



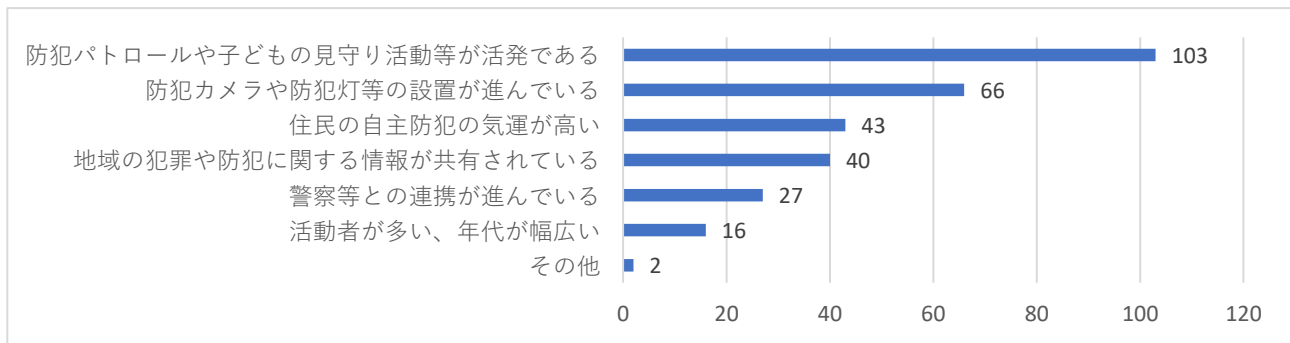
○R6. 9～R6. 10 まちづくり防犯グループ等アンケート（兵庫県）

n=253

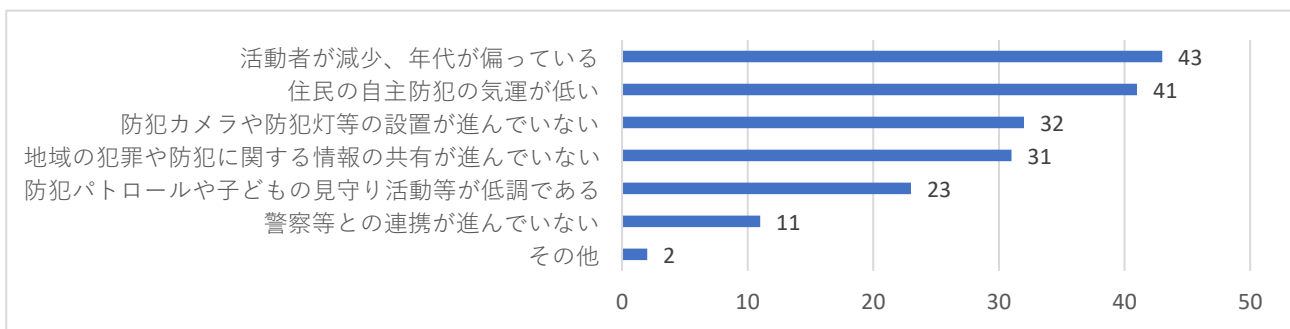
【お住まいの地域は防犯に関する意識が高いと思いますか】



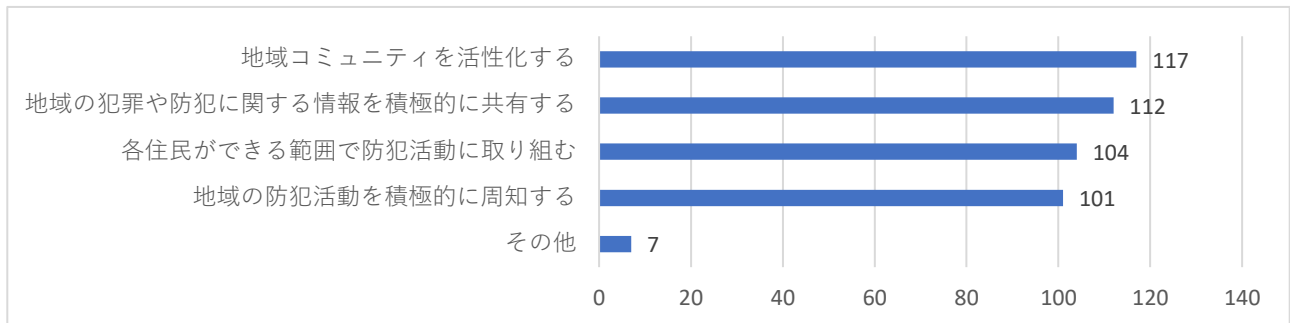
「高い」、「どちらかといえば高い」と回答された方
【そのように思われる主な理由は何ですか（複数回答可）】



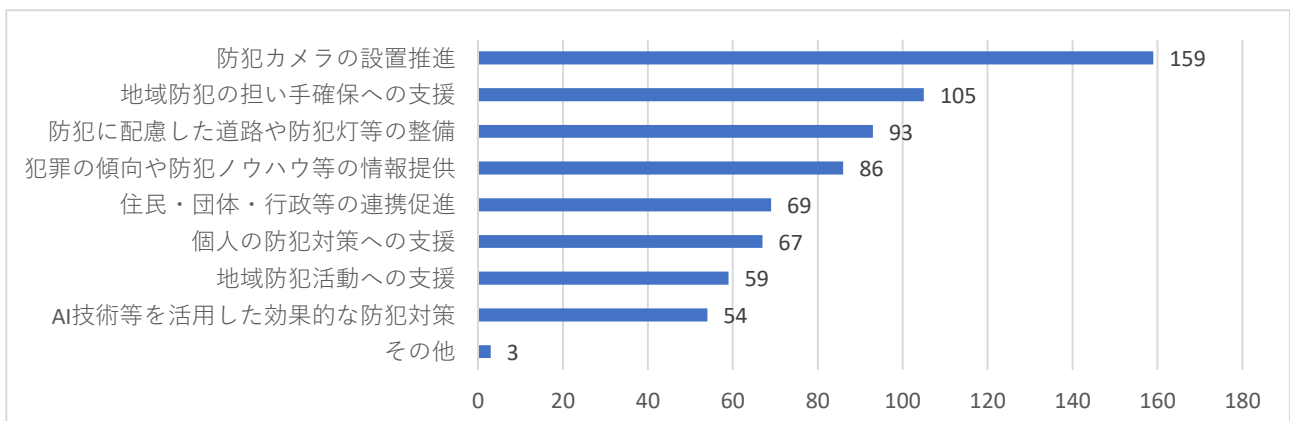
「低い」、「どちらかといえば低い」と回答された方
【そのように思われる主な理由は何ですか（複数回答可）】



【地域で防犯に関する意識を高めるには、どのような取組が大事だと思いますか（複数回答可）】



【お住まいの地域防犯力の向上に向けて、県としてどのような取組が大事だと思いますか（複数回答可）】



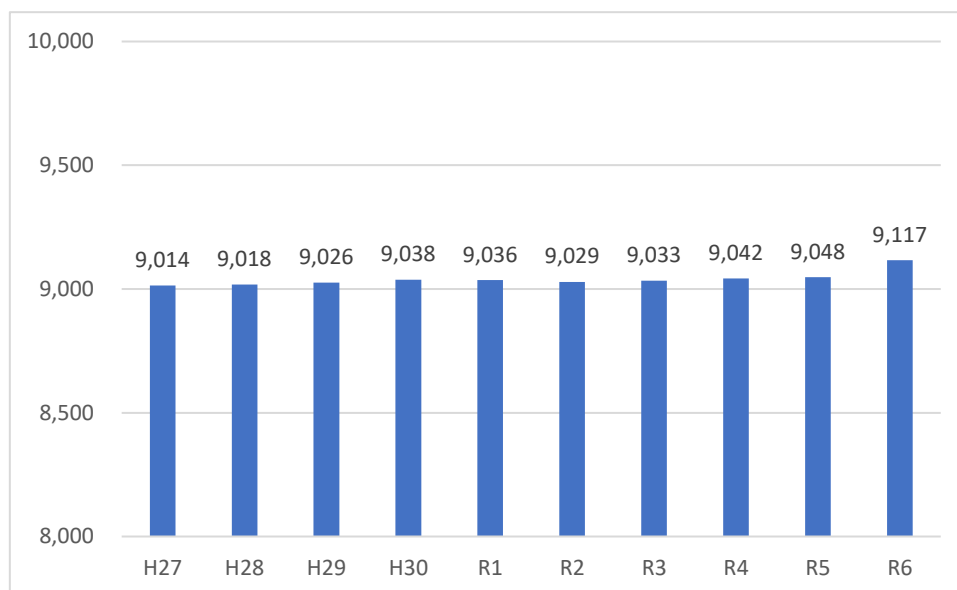
(3) 事業所の防犯活動

地域安全まちづくり条例では、事業者は事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めることとしています。

防犯責任者設置事業所は地域と連携して、「子どもを守る 110 番の店」の設置、防犯ポスターの掲示等に取り組んでいます。

地域防犯力の強化に向け、新たな事業所も含めた防犯活動の促進が必要です。

【防犯責任者設置事業所数の推移（各年 4 月 1 日現在）】



(兵庫県調べ)

IV 第7期推進計画の目標設定

1 目標

近年の犯罪情勢等を踏まえ、この計画に基づく施策の効果を検証し、適切な評価と今後の展開につなげていくための目標を設定します。

目標1 刑法犯認知件数の増加傾向を抑える

刑法犯認知件数は、平成14年の164,445件をピークに、19年連続で減少していたものの、令和4年以降3年連続で増加しています。

地域防犯力を強化し、犯罪被害に巻き込まれない、犯罪が起きないための取組を進めるとともに、新たな観点として、加害者にならないための啓発等も行いながら、刑法犯認知件数の増加傾向を抑えることを目標にします。

目標2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害の増加傾向を抑える

刑法犯認知件数が増加している中、特殊詐欺被害が深刻です。相手を信じた者の誠意や良心につけ込み財産を奪うだけでなく、心にも大きなショックを与える犯罪です。

また、最近の傾向として、SNSによる投資勧誘や、恋愛感情を抱かせたりすることによる詐欺被害が急増しています。巧妙な手口で一度だまされると詐欺と気づくまで何度も金銭を要求され、被害金額が高額になるおそれもあります。

広報啓発による水際対策の強化等、詐欺被害の防止に取り組み、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害の増加傾向を抑えることを目標にします。

目標3 性犯罪被害の発生件数を減少させる

性犯罪は、被害者が子ども、加害者が近親者であるなど、被害が潜在化しやすく、性別に関わりなく被害に遭う可能性があります。

関係機関で連携しながら、被害防止のための啓発、被害者への適切な支援等に取り組み、性犯罪被害の発生件数を減少させることを目標にします。

目標4 子どもに対する声かけ・つきまとい等事案の発生件数を減少させる

凶悪犯罪や性犯罪の前兆ともみられる子どもに対する声かけ等事案の発生件数は、2,000件前後で推移しています。少子化が進む中で、ひょうごの未来を担う子どもたちが安全に安心して暮らすことができるよう、見守り活動等を実践しながら、声かけ等事案の発生件数を減少させることを目標にします。

<参考> 「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人（体感治安）」の割合を増加させる

「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査において、「お住まいの地域は、治安が良く、安心して暮らせると思いますか」という設問に「そう思う」等と回答した人の割合は、直近3カ年平均で67.6%となり、第5期推進計画以前の水準より減少傾向にあります。

県民の防犯意識を高める啓発活動等に取り組みながら、安全安心な暮らしに関わる体感治安の向上を図ります。

2 目標達成に向けた行動

第6期計画で掲げていた8つの行動（アクション8）に基づく取組を継続して実施しつつ、刑法犯認知件数の増加や特殊詐欺等被害の深刻化という喫緊の課題に柔軟に対応するため、特に重点的に取り組むべき行動として下記の3項目を設定します。

行動1	誰もが安全安心な地域をつくる
安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、行政の取組だけで達成することはできません。「地域の安全は地域自らが守る」という意識を県民一人ひとりが持ち、被害に遭わないための防犯意識を高めることが必要です。年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、コミュニティを構成する全ての人、機関が連携し、地域全体で防犯意識を高めるとともに、防犯活動の活性化や新たな担い手確保に向けた取組を促進します。	
行動2	犯罪が発生しにくい環境を整備する
防犯意識を高める取組とあわせて、効果的な防犯活動を実施するための環境整備も重要です。プライバシーにも配慮しつつ、DXを活用しながら、防犯カメラの設置等による見守り力の向上や、日常の小さな異変を気軽に相談できる体制の充実、繁華街でのトラブルの未然防止など、関係機関が一丸となって、犯罪が発生しにくい地域づくりを目指します。	
行動3	変化する犯罪から身を守る
インターネット等を利用した見えない相手による犯罪から地域を守ります。SNSを含むインターネットは、私たちの生活やコミュニケーションに欠かせないものとなっている一方、不確かな情報や悪意のある誹謗中傷などトラブルのリスクも含んでいます。相手の顔が見えず、直に会ったことがないまま人間関係が構築され、詐欺や性犯罪などに巻き込まれるケースや、若者が安易に闇バイトに応募し、犯罪に加担してしまうこともあります。 犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、正しい情報を入手し、それに基づき行動できるよう広報啓発等に取り組めます。	

3 活動指標

各行動に基づき実施する施策のうち、目標達成に特に寄与し、進行管理が必要な施策を活動指標として設定します。

行動	活動指標	第6期目標 (R6 年度末)	第7期目標 (R9 年度末)	【参考】 R2 年度末実績	【参考】 R5 年度末実績
行動 1	①まちづくり防犯グループの結成数	2,285 グループ	1,900 グループ	2,208 グループ	1,874 グループ
	②防犯責任者設置事業所数	10,000 事業所	9,200 事業所	9,033 事業所	9,117 事業所
	③子どもの安全・安心確保のリーダー養成講座の受講者数（累計：H27～）	12,130 人	14,000 人	8,584 人	11,452 人
行動 2	④防犯カメラの設置補助箇所数（累計：H22～）	5,450 カ所	6,200 カ所	3,944 カ所	5,273 カ所
	⑤客引き行為等禁止地区（三宮北部地域・西宮地域）における客引き・客待ち数の傾向	地区指定時 (H27.10) からの 減少率△50%	地区指定時 (H27.10・R6.5) からの 減少率△50%	地区指定時 (H27.10) からの 減少率△38.0%	地区指定時 (H27.10) からの 減少率△38.1%
	⑥「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」関係機関引継件数（累計：H25～）	—	1,700 件	1,235 件	1,474 件
行動 3	⑦若年者向け消費者トラブル防止講座の開催回数（累計：H29～）	1,200 回	1,700 回	566 回	1,048 回
	⑧18歳未満の者が利用する携帯電話のフィルタリング利用率（契約時）	85.0%	90.0%	78.7%	84.6%
	⑨くらしの安全・安心推進員による高齢者等への消費者教育啓発活動数（累計：H25～）	12,300 回	19,900 回	8,292 回	13,074 回
	⑩少年院・少年鑑別所における闇バイト等防止啓発回数（累計：R7～）	—	30 回	—	—
	⑪サイバー犯罪被害防止教室の開催回数（累計：H26～）	5,700 回	6,500 回	3,707 回	4,579 回

V 主体の役割と連携

地域の安全安心を維持するには、自治会、まちづくり防犯グループ、地域安全まちづくり推進員、学校、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、地域で一体となって取組を進めることが重要です。

県は、市町や県警と連携し、地域の防犯情報の提供、防犯活動や見守り活動を担うリーダーの研修会の開催等を行います。

【県取組例】

犯罪情勢や地域防犯活動事例などを盛り込んだ「防犯活動通信」を作成、まちづくり防犯グループへの送付等を行っています。

発行月：令和6年8月

防犯活動通信Vol.66 兵庫県くらし安全課 TEL:078-362-3205

地域で“ながら見守り”始めませんか？

ながら見守りとは？
「ながら見守り」とは、日常生活を送る中で、防犯の視点を持って子供たちを見守る活動です。
具体的には、通学や通学、犬の散歩やウォーキングなど「〇〇しながら」子供達を見守ります。見守っていただくのは、主に通学路や子供達が遊ぶ公園や広場で、子供達の登下校に合せて行います。
「ながら見守り」は、男女問わず、若者から高齢者、その地域で働いている方と幅広い世代が参加することが出来ます。

現状
兵庫県内の防犯グループ数は、多い時には、約2300グループありましたが、令和6年4月1日時点では、約1800グループとなり、防犯グループは減少傾向にあります。
防犯グループ活動人員の高齢化などにより、人員が減少しており、グループによる活動を維持できず、解散する地域も増えてきています。

課題
防犯ボランティア活動に参加していただける方が少なくなってきた現状から、既存の防犯ボランティアの方だけでは、子供の見守り活動等の地域防犯をカバーできなくなってきたり、活動人員の確保が課題となっています。
防犯ボランティアの高齢化が進む中、幅広い世代の参加が求められています。

解決策
兵庫県警が推奨している「ながら防犯」は、日常生活の合間に見守り活動が行えるため、今まで防犯ボランティアに参加することにハードルが高いと感じておられる方にも、日常生活で少し防犯意識を持っていただけで、子供の見守り活動に参加いただけます。
若い方から高齢者まで、誰でも簡単に出来ることで、誰でも幅広い世代が参加が見込めます。

活動紹介～「ながらパトロール運動」～
【大和地域第一～第四安全クラブ】
川西市で活動している「大和地域第一～第四安全クラブ」は、令和4年5月から「ながらパトロール運動」を行っており、地域全体で「ながら見守り」に取り組んでいたためです。
地域全体で行う工夫として、登録料200円を負担していただいた方には、夜間時に点滅する「ダイワ・レンジャー」と書かれたリストバンドを配付して、現在は、約140人の方が運動に参加し、地域全体で、ながら見守り活動をしていただいています。

兵庫県警ながら見守り紹介ページ

リストバンド
着用時

特殊詐欺対策

地域全体で特殊詐欺から身を守ろう

特殊詐欺被害を防ぐには、固定電話対策といったハード面の対策の他、最新の情報を知っておくというソフト面での対策も必要です。
地域で開催される防犯講習会に参加して最新の情報を得る方がいる一方で、色々な理由で、そういった会に参加できず、また、各種メディアが啓発する特殊詐欺情報に触れない方もいらっしゃると思います。
そういった方々に情報を届けるには、地域の方々の力が必要です。
地域全体で、防犯意識を高めて、特殊詐欺被害から身を守りませんか？

取組紹介 「特殊詐欺被害防止100日運動」

西宮市にある37の自治会は、自分達が住んでいる地域から特殊詐欺の被害を出さないという思いで、甲子園警察と力を合わせ、地域全体で取り組む「特殊詐欺被害防止100日運動」という活動を行っています。

「特殊詐欺被害防止100日運動」とは、自治会単位で地域住民が協力し合い、地域の絆で100日間、特殊詐欺被害をゼロにするために、色々な啓発活動を主体的に行う運動です。

キャンペーンの様子



訪問活動の様子



具体的な活動としては、自主的な勉強会の開催や、金融機関付近での防犯キャンペーンの実施等、自治会が主体となって活動をしてあります。
また、ある自治会では、どうすれば高齢者に意識付けできるかを考え、「子供の話をなら興味を持って聞く」という意見が出たことから、地域の小学生と自治会の代表者が、警察署の担当者とともに、高齢者宅を訪問し、特殊詐欺に関する呼びかけを行っています。

運動の結果、令和5年の期間中は参加した自治会での被害は2件にとどまり、参加する自治会が増えた令和6年の期間中も2件の被害にとどまりました。
特殊詐欺被害防止の機運が高まったことで全体の被害件数も低減しています。



「ながら見守り」や「特殊詐欺被害防止100日運動」についての問い合わせは、兵庫県県民生活部くらし安全課までご連絡ください。

【ひょうご地域安全まちづくり推進協議会】

地域団体、事業者団体、行政機関等が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫を実現することを目的としています。

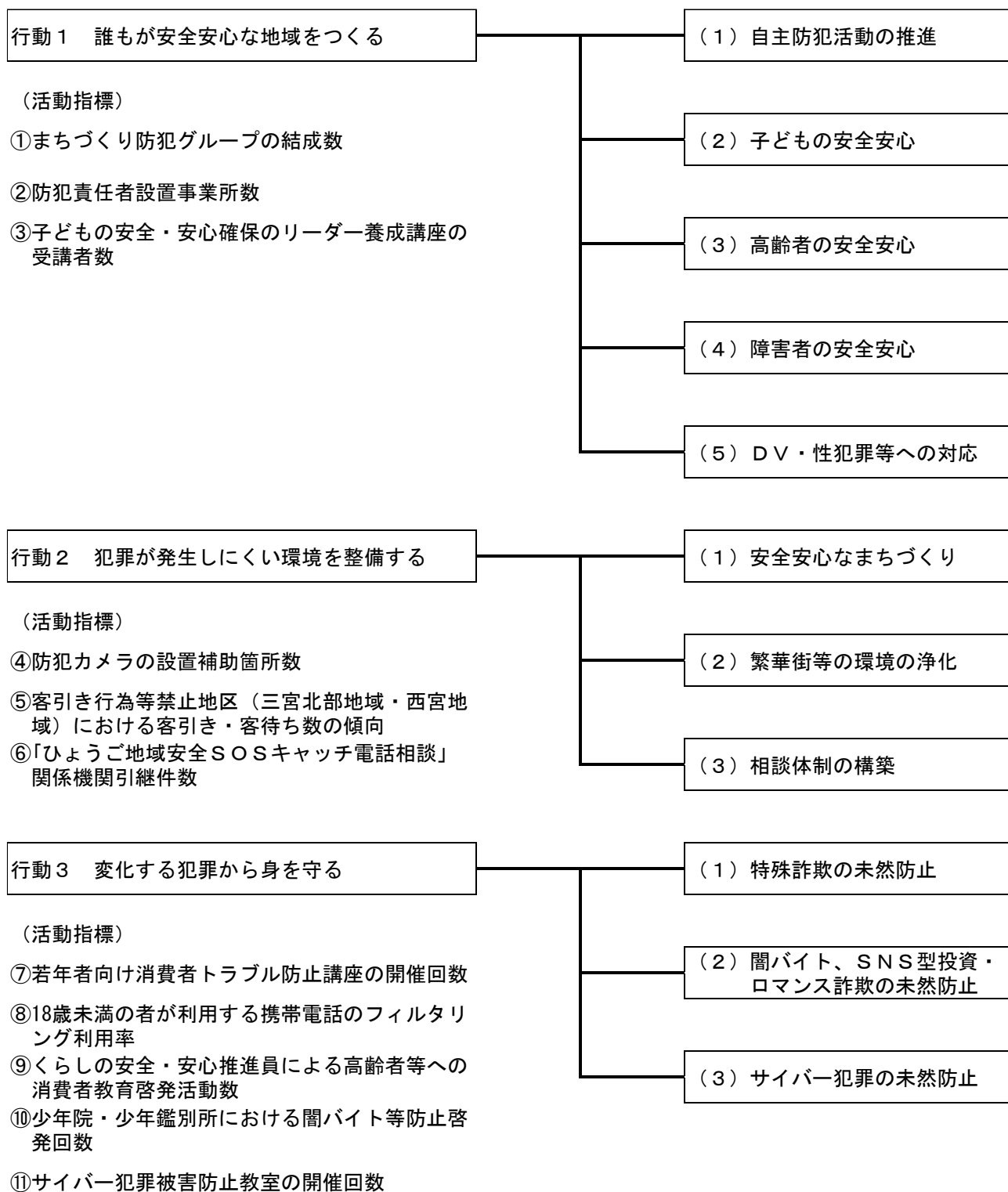
○構成機関・団体

地域活動団体（自治会、婦人会、子ども会等の県域団体）、学校・青少年関係団体、報道機関、防犯活動団体、事業者団体、行政、警察 等

計 110 機関・団体

VI 具体的取組

具体的な取組として、目標達成に向けた3つの行動に基づき、各施策を推進します。



行動１ 誰もが安全安心な地域をつくる

(１) 自主防犯活動の推進

(防犯意識の啓発)

施策名	内 容	所管部局
地域安全まちづくり推進計画の普及啓発	地域安全まちづくり推進計画の基本理念や取組内容を県民や地域団体、事業者等と共有	県民生活部
地域安全まちづくり活動の普及啓発	犯罪の起きにくいまちづくりに有効な取組や先進的な事例について、地域安全まちづくりに係る会議や表彰式において紹介	県民生活部
交流による活動の活性化	地域安全兵庫県民大会や地域安全まちづくり表彰式等の場を通じて、防犯活動に取り組む団体の交流や連携を促進	県民生活部
消費生活情報の提供・啓発	消費者トラブルに関する情報をメールやX等で随時発信するほか、啓発パンフレット等を活用し、県民向けに相談事例や対処法等の消費生活情報を発信	県民生活部
消費者被害に係る相談体制の充実	広域的・専門的な消費生活相談に対応するとともに、市町相談員への助言を行うチームの設置、弁護士等の専門家による学習会、レベルアップ研修の実施等により市町の消費生活相談対応力の充実強化を推進	県民生活部
防犯情報の提供	・犯罪・防犯情報を県、県警、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会等からわかりやすい形で発信 ・県警では、身近な犯罪・防犯情報を「ひょうご防犯ネット+」（アプリ）等でタイムリーに発信	県民生活部 警察本部
防犯教室・講習会等の開催	犯罪に遭わないための注意点や地域の異変に気づくためのノウハウ等を学ぶ防犯教室や講習会、防犯訓練等を開催し、防犯リテラシーを向上	県民生活部 警察本部
表彰制度の運用等による活動意欲の高揚	ひょうご地域安全まちづくり活動賞、警察本部長感謝状、ひょうご県民ボランティア活動賞等による表彰や、地域安全まちづくり活動に積極的に取り組む個人や団体を県ホームページ等で紹介	県民生活部 警察本部
防犯教材の貸し出し	防犯教室や講習会等の開催時に、防犯視聴覚教材の貸し出しを実施	警察本部

(防犯活動の促進)

施策名	内 容	所管部局
地域安全まちづくり推進員の委嘱促進	・地域安全まちづくり活動の先導や団体間の連携のリーダーとなる地域安全まちづくり推進員の委嘱を推進 ・地域安全まちづくり活動に係る知識と行動力を高める研修を充実し、資質向上を推進	県民生活部
地域安全マップの作成促進	地域の危険箇所を点検する地域安全マップの作成を支援する等、地域安全の認識共有や防犯活動の活性化を促進	県民生活部
仲間づくりに役立つ情報の提供、支援の実施	・地域団体からの地域をより良くするための様々な企画に対して助成する地域づくり活動応援事業のほか、ひょうごボランティア基金を活用して、研修会や交流会の開催、団体の活動情報誌の発行等、地域活動の活性化に取り組む団体を支援 ・ひょうごボランティアプラザが運営する地域づくり活動情報システム「コラボネット」を運用し、様々な情報発信により活動を支援	県民生活部
まちづくり防犯グループの活動促進	県、県警、学校、PTA等が連携した研修会、防犯活動用具等の整備に係る支援等を実施	県民生活部 警察本部
若年世代・現役世代による防犯活動の推進	大学や事業者等と連携し、若年世代や現役世代の防犯ボランティア活動にあたってのノウハウの教示、合同パトロールや防犯キャンペーン等による、活動者の裾野の拡大やリーダー育成を推進	県民生活部 警察本部
ながら見守りの普及促進	・日常活動を行う際に防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の普及を促進 ・見守り効果を高めるため、ながら見守りの際に、防犯パトロール中であることを表記した腕章、エコバッグ等の携行を推奨	県民生活部 警察本部
地域防災力の充実・強化	・災害時等に住民が相互に助け合う「自主防災組織」の活性化により、地域防災力を充実・強化 ・市町及び地域における防災・福祉関係者間の連携を深め、個別避難計画の作成促進等、避難行動要支援者に対する支援を推進	危機管理部
みんなの声かけ運動の推進	障害者や高齢者、妊婦、小さな子ども連れの方等、だれもがまちなかで困っているときに、みんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」の啓発に係る出前講座等を実施	福祉部
地域住民による自主防犯活動の促進	地域住民と交番・駐在所との架け橋である「地域ふれあいの会」の活動を促進するとともに、青色防犯パトロールへの取組支援や合同パトロール等を実施	警察本部

(事業所等との連携)

施策名	内 容	所管部局
事業所における防犯対策の推進	防犯訓練・教育、防犯設備の管理、警察や地域との連携を行う「事業所防犯責任者」の設置及び事業所等の防犯対策を促進	県民生活部 警察本部
事業所の地域防犯活動への参加促進	事業所による地域の子どもの見守り活動への参加、「子どもを守る 110 番の店・車」への協力、通勤中等のながら見守り活動、研修会や業界団体の機関誌等を活用した防犯活動の啓発等を推進	県民生活部 警察本部
事業者との連携による取組の推進	金融機関やコンビニなど事業者団体と連携した協議会や講習会の開催等を通じて、犯罪防止に有効な取組等を共有	警察本部
関係機関・団体との防犯ネットワークの構築	新聞販売店やタクシー業者など街頭で業務に従事する機会が多い事業者等と連携し、日常の事業活動におけるパトロール及び不審者(物)を発見した場合の110番通報の協力依頼を実施するほか、行政、事業者、地域が連携した取組について、情報交換や意識高揚を推進	警察本部
乗物盗対策の推進	(一社)兵庫県自転車防犯登録会、(一財)近畿陸運協会、(一社)兵庫県二輪車普及安全協会等と連携し、各種広報媒体の活用による防犯意識の向上等を推進	警察本部

(2) 子どもの安全安心

(子どもの見守り等)

施策名	内 容	所管部局
子どもの安全・安心確保のリーダー養成	子どもの効果的な見守り方法等を学ぶ講座を開催し、子どもの安全・安心を確保するリーダーを養成	県民生活部
登下校時における子どもの見守り活動の推進	まちづくり防犯グループやPTA等が実施する登下校時の見守り活動が効果的に行われるよう、地域の防犯情報の提供や先進事例の紹介等、見守り活動に役立つ情報を提供	県民生活部
地域防犯グループ等との合同による安全教育の実践	子どもと防犯グループ等が合同で、地域安全マップを活用した「子どもを守る 110 番の家・店」の位置や危険箇所の安全点検等を実施	県民生活部
子育て応援ネットの推進	子育て支援団体との連携により、各地域で「子育て家庭応援推進員」を委嘱し、登下校時の見守りや声かけ、虐待・育児不安等のサインをキャッチして関係機関につなぐ活動等を支援	県民生活部
子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針の普及啓発	学校や通学路等における子どもの安全を確保するための取組のあり方を示した「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」のホームページへの掲載や会議での説明等により普及啓発を行い、保護者や地域団体等と連携した子どもの安全確保の取組を推進	県民生活部 福祉部 教育委員会
「子どもを守る 110 番の家・店・車」の確保	子どもが緊急避難場所として逃げ込めるよう、「子どもを守る 110 番の家・店・車」を地域住民や事業者等の協力を得て各地域に確保	県民生活部 警察本部
高齢者による子ども見守り活動の充実	元気な高齢者の社会参加を促進し、子育て支援活動や子どもの見守り活動等、老人クラブが主体となって取り組む安全安心な地域づくりを支援	福祉部
学校等での防犯教室の開催	・ 高校や大学、専門学校等の要請に応じて、犯罪の防止策や護身術の修得を目的とした防犯教室を開催 ・ 防犯の心構えや訓練等を学び、指導役を果たす教員を養成し、各学校での防犯教室を開催	教育委員会 警察本部

施策名	内 容	所管部局
子どもの安全を守る設備等の効果的運用	学校と警察を結ぶ「県警ホットライン」を使用した不審者対応訓練の実施や、緊急情報を学校等に伝える「学校緊急通報制度」の運用等を通じ、学校における安全対策を推進	警察本部
子ども等の危険回避能力の向上	子ども等の危険回避能力を高めるため、参加・体験型の防犯教室や護身術訓練、「子どもを守る 110 番の家・店」の周知を図るウォークラリーを開催し、自らを守る術（すべ）を身につけられるよう支援	警察本部

（青少年の被害防止等）

施策名	内 容	所管部局
若者の消費者力向上の推進	高校生向けの出前講座や（一社）ひょうご大学生支援機構（HUSO）と連携した大学生への消費者教育、SNSを通じた啓発等、若者の消費者力向上を推進	県民生活部
青少年の安全安心なインターネット利用の推進	SNSによる犯罪被害などのネットトラブルを防止するため、青少年自身が主体的にインターネット利用対策について考える取組や、家族でネットの使い方を話し合う取組を支援	県民生活部
青少年のインターネット依存等防止対策の推進	青少年のインターネットの利用に関するルールづくりへの支援のため、関係業界団体等を通じた啓発や、ホームページ・デジタルサイネージ等による啓発、各地域の行事等における啓発を実施する等、ネット依存等から青少年を守る取組を推進	県民生活部 教育委員会
青少年のインターネット利用による被害等防止対策の推進	青少年愛護条例に基づき、非行防止教室、街頭キャンペーン等において、児童ポルノ自画撮り被害、出会い系サイトやSNSなどの危険性や情報モラルの遵守を訴え、ネットリテラシーの向上を図るとともに、青少年及び保護者に対してスマートフォン等のフィルタリングの必要性を周知	県民生活部 教育委員会 警察本部
JKビジネス対策の推進	青少年と保護者にJKビジネス（有害役務営業）の危険性を周知啓発し、事業者への青少年愛護条例に基づく指導の徹底と営業実態調査の実施等を通じ、青少年の被害防止を推進	県民生活部 警察本部
SNSを利用した犯罪被害の防止	SNS上で援助交際を求めるなどの子どもの性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、公式アカウントから直接注意喚起を行う等、被害防止に重点を置いた広報啓発活動を展開	警察本部

(児童虐待防止等)

施策名	内 容	所管部局
児童虐待家庭への支援の充実	県こども家庭センター、市町、警察、学校、児童養護施設等の関係機関の連携強化を図るとともに、児童虐待防止 24 時間ホットラインによる相談、児童虐待の予防、子どもの保護、子どもを虐待した親等への家族再統合支援等を推進	福祉部
児童虐待防止 24 時間ホットラインの運営	休日・夜間の児童虐待相談・通告に対応する電話相談、児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いち はやく）等、県こども家庭センターの即応体制を確保	福祉部
児童虐待防止のための SNS 相談の実施	児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者自身がより相談しやすい環境を構築するため、SNS（親子のための相談 LINE）を活用した相談体制を確保	福祉部
地域の児童委員、主任児童委員活動との連携強化	児童委員、主任児童委員による個別援助・見守り強化や「子育て応援ネット」による SOS キャッチ活動を支援	福祉部
妊産婦等生活援助	特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）を支援するための相談窓口を開設するとともに、個別養育支援計画を作成し、育児等のトレーニングを実施	福祉部
県こども家庭センターの機能強化	県こども家庭センターにおいて、業務内容に応じた系統的・体系的な研修を実施し、職員の専門性を高めるとともに、市町や関係機関との連携を図り、機能強化を推進	福祉部
児童虐待防止医療ネットワークの構築	県立尼崎総合医療センターを中心とした、医療機関向け相談窓口の設置、医療的ケアを要する児童の一時保護委託先の確保、保健医療従事者への教育研修の実施等連携強化を図り、児童虐待防止体制を整備	福祉部
児童虐待防止の普及啓発	児童虐待防止推進月間（11 月）を中心に、神戸ストークス（プロバスケットボールクラブ）試合会場での児童虐待防止啓発活動を実施する等、県の児童虐待防止シンボルマーク「オレンジリボン はばタン」を活用した普及啓発を実施	福祉部

(いじめ防止等)

施策名	内 容	所管部局
ひょうごユースケアネットほっとらいん相談の実施	ひきこもり等の支援を行う専門家（精神保健福祉士等）による専門相談を行うとともに、個々の相談に応じて適切な専門機関を紹介することにより、いじめなどにより不登校やひきこもり等になった青少年を支援	県民生活部
兵庫県いじめ防止基本方針を踏まえたいじめ防止対策の推進	「兵庫県いじめ防止基本方針」を踏まえた、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた対策を推進	教育委員会
兵庫県いじめ対応ネットワークの構築	教育委員会、知事部局、県警、市町等の関係機関が連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るための全県的、地域的なネットワークを構築	教育委員会
子どもの悩みを受け止める教育相談の実施	24 時間体制で電話によるいじめ等の悩み相談、子どものＳＯＳ全般に対応するとともに、臨床心理士、公認心理師等による面接相談（対面形式・オンライン形式）を実施	教育委員会
ＳＮＳを活用した教育相談体制の実施	従来の音声通話や面談等における相談に踏み切れない児童生徒が気軽に相談できるよう、ＳＮＳを活用した相談窓口を設置	教育委員会
こころの相談支援事業の実施	全ての公立中学校や拠点小学校、小・中・高等部を設置する県立特別支援学校にスクールカウンセラーを、全ての県立高等学校にキャンパスカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談に対応	教育委員会
様々な課題から学校をサポートする体制の充実	・教育事務所に教職員ＯＢや警察関係ＯＢ、スクールソーシャルワーカーなどで構成される「学校問題サポートチーム」を設置し、学校だけでは解決困難な事案に専門的・多面的な支援を行い、「教育相談窓口」で保護者や学校からの相談に対して、教職員ＯＢ等が適切な指導助言を実施 ・「いじめ対応マニュアル」を活用した研修等により、いじめに係る対応方針や指導方針を教職員に周知するなど、学校におけるいじめ事案への組織的な対応を強化 ・様々な課題の早期解決等を図るため、県立学校問題解決サポートチームを設置 ・福祉的な視点から児童生徒の置かれた環境に働きかけ、状況を改善するスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（政令市・中核市を除く）へ配置	教育委員会

施策名	内 容	所管部局
学校と警察の連携の推進	・いじめや非行の問題等に対し、学校現場と警察が積極的な情報共有を図るとともに、迅速な対応ができるよう連携強化を推進 ・いじめや非行の問題のほか、児童虐待等被害者の生命・身体の安全が脅かされる可能性が高い重大事案等に適切に対応するため、一層の情報連携体制を構築	教育委員会 警察本部
少年の悩みごとへの相談対応	警察本部に設置された少年相談電話「少年相談室（ヤングトーク）」において、専門相談員が少年問題（非行、家出、いじめ等）に関する相談対応を実施	警察本部

（青少年の健全育成）

施策名	内 容	所管部局
青少年を守り育てる県民スクラム運動の展開	複雑・多様化する青少年問題に対し、青少年の健全育成及び非行防止を図るため、関係機関が連携して対策等を検討する青少年育成スクラム会議を開催するほか、「大人が変われば子どもも変わる」運動の啓発キャンペーンを展開	県民生活部
青少年補導活動の推進	・青少年の非行、不良行為の防止を図るため、補導・相談活動に取り組む青少年補導センターや県青少年補導委員連合会に対して、助成や研修等を行い、活動推進を支援 ・コンビニ等の深夜営業店の協力のもと、子どもの夜間外出防止の取組を推進	県民生活部
ひろば事業等の展開	地域の大人が見守る中、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育むことができるよう、「子どもの冒険ひろば」や、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての悩みなどの情報支援や雑談ができる「まちの子育てひろば」の運営を支援	県民生活部
青少年愛護条例の運用	青少年の健全な育成を図り、これを阻害するおそれのある行為から青少年を保護する「青少年愛護条例」について、県民への周知を徹底し、関係事業所への調査・指導を行う等適正な運用を図り、青少年に良好な社会環境づくりを推進	県民生活部 警察本部

施策名	内 容	所管部局
「子ども食堂」への支援	・生まれ育った家庭環境等により食事が十分にとれていない子どもへの温かい食事の提供や食育、見守り等の機能を持つ「子ども食堂」を支援し、子どもの健全な育成を推進 ・「子ども食堂」同士の情報を共有する場に参画し、地域性に配慮した必要な情報を提供	福祉部
学校と地域の連携・協働体制の推進	学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、相互に育ち合いながら、「地域とともにある学校」づくりを推進	教育委員会
P T Aによる学校、家庭、地域の連携の強化	P T Aを核として、地域の子育てや子どもの安心・安全の確保等を地域ぐるみで行う教育支援活動の充実を図るため、地域住民の参画と協働を得て実施するP T C A活動を支援し、学校、家庭、地域の連携を強化	教育委員会
少年サポートセンターの運営	警察官と少年補導職員が、専門的知識技能や継続的助言指導が必要な少年補導や被害少年に対して関係機関と連携しながら支援等を行う、少年サポートセンターを県内各地（12カ所）で運営	警察本部

(3) 高齢者の安全安心

施策名	内 容	所管部局
消費者被害防止のための高齢者への啓発・見守り活動の推進	・ 県、市町、県警、福祉関係団体等で構成する「高齢者等消費者被害防止ネットワーク会議」における情報共有・研修等を実施 ・ 高齢者保健福祉月間（9月）における高齢者消費者被害防止キャンペーンの実施 ・ 「くらしの安全・安心推進員」による高齢者や周囲への啓発を推進	県民生活部
高齢者虐待防止の強化	・ 市町職員や施設職員等の意識向上を図るため、高齢者虐待対応力向上研修を実施し、高齢者虐待の未然防止、虐待の早期発見、虐待事案への迅速かつ適切な対応を支援 ・ 市町単独では対応が困難な事例に対応する専門職による権利擁護相談窓口を設置し、市町や地域包括支援センターに周知を図るとともに、相談に迅速、適切に対応	福祉部
認知症医療体制の充実	・ 認知症疾患医療センターが地域の認知症医療体制の中核の役割を果たすよう、各センターにおける診断後支援機能や、センター間の連携強化、MC Iの方への支援ネットワークの推進等を実施 ・ 認知症対応医療機関等の活用、医療従事者等への研修の対象者拡大や認知症サポート医の活躍の場を市町等との連携により拡大する等、地域の認知症医療体制の充実強化を推進	保健医療部
認知症ケア人材の育成	・ 介護職員や施設管理者等の認知症の人への対応力向上を図るため、認知症介護研修（基礎・実践者・リーダー・指導者等）を体系的に実施 ・ 認知症の人が利用する介護施設等において、症状に応じた適切なケアを提供し、症状の進行やB P S D（行動・心理症状）の発症予防に取り組めるよう認知症機能訓練システム（兵庫県4 D A S）研修を実施するなど、認知症の人へのケア体制を強化	保健医療部

施策名	内 容	所管部局
認知症地域支援ネットワークの強化	・ 地域住民への認知症の正しい理解の普及・啓発と認知症の人を支える地域づくりを推進するため、キャンペーン等の実施や認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成、企業等における認知症サポーター養成の取組への支援などを継続するとともに、地域版希望大使「ひょうご認知症希望大使」の活動の展開や各市町における認知症の人とその家族の支援ニーズと認知症サポーター等地域の身近な支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を支援する等、本人の視点を重視した施策を推進 ・ 市町における認知症高齢者等（若年性認知症含む）の見守り・SOSネットワークの模擬訓練の実施内容の充実を促進し、地域住民による見守り体制の強化を図るとともに、自治体と警察が連携し、認知症高齢者等を保護した際の家族への早期引渡しや、行方不明時の迅速な発見活動を推進	保健医療部 警察本部

(4) 障害者の安全安心

施策名	内 容	所管部局
障害者の消費者トラブル防止対策の推進	・ 障害のある生徒が社会に出る前から消費者力を高めることができるよう、特別支援学校の教員向け研修会や出前講座を実施し、効果的な消費者教育を推進 ・ 障害者の消費者被害防止のため、障害者本人や見守りを行う方への啓発を実施	県民生活部
精神保健福祉体制の充実	精神障害者が必要な医療を中断することなく、地域で安全安心に暮らせるよう継続支援を行うチームを設置し、関係機関の連携強化や、関係職員への研修等、精神障害者を地域全体で支える体制の構築を推進し、長期入院者の地域への円滑な移行を支援	福祉部
障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進	障害福祉サービスの利用等における障害者の権利擁護を推進するため、市町地域生活支援事業を活用し、成年後見制度の申立てに要する経費や、市民後見人の活用を含む法人後見の活動を支援	福祉部
障害者差別解消のための相談体制の整備	障害者差別解消相談センターを設置・運営し、弁護士や福祉専門職による法律相談を実施する等相談体制を整備し、障害者差別解消を推進	福祉部
障害者虐待防止・権利擁護体制の推進	障害者権利擁護センターを運営し、市町職員や障害者福祉施設職員等向けの障害者虐待対応力向上研修の実施や、通報義務の徹底、施設・企業等の虐待に対するガバナンスの確立等に取り組み、障害者虐待防止・権利擁護体制を推進	福祉部

(5) DV・性犯罪等への対応

(DV等への対応)

施策名	内 容	所管部局
DV対策の推進	DV被害者等の安全を確保するため、県営住宅への一時入居の実施や一時保護委託施設の確保等、一時避難先を確保するとともに、関係機関や民間支援団体と連携して、将来の自立や安定した生活に向け、住居確保や就業支援など各種支援を実施	福祉部 まちづくり部
DV・ストーカー事案への対応の強化	DV・ストーカー事案に関する相談に対し、相談者の安全確保を最優先に関係機関が緊密に連携を図り、相談者の意向を踏まえつつ、事案に応じた適切な措置を実施	福祉部 警察本部

(性犯罪等への対応)

施策名	内 容	所管部局
性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい相談窓口（ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」）の運営	・警察に相談することができない性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防ぐため、専用相談窓口を設け、医療費助成、医療機関等への同行支援、法律相談、心のケア等をワンストップで実施 ・子どもが性犯罪・性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないよう、県内の学校で性犯罪に関する出前講座を実施	県民生活部
性犯罪・性暴力被害者への支援の充実	性犯罪・性暴力被害者への支援にあたって専門的な知識やノウハウが必要とされることから、（公社）ひょうご被害者支援センター、（公社）全国被害者支援ネットワーク、性暴力被害者支援センター・ひょうごなどのNPO、医師会等と連携し、支援の質の向上を推進	県民生活部
性犯罪を繰り返さないためのフォーラムの開催	性犯罪の再犯リスク低減を図るため、性犯罪加害者の行動特性を理解し、必要に応じて医療機関やカウンセラーにつながる動機となるフォーラムを開催	県民生活部
関係機関の連携強化	性犯罪被害者に必要な支援が届くよう、教育関係機関（小・中・高校、特別支援学校、大学・専門学校等）、県医師会、県こども家庭センター、女性家庭センター等との連携を強化	県民生活部 福祉部 教育委員会 警察本部

施策名	内 容	所管部局
【再掲】 青少年のインターネット利用による被害等防止対策の推進	青少年愛護条例に基づき、非行防止教室、街頭キャンペーン等において、児童ポルノ自画撮り被害、出会い系サイトやSNSなどの危険性や情報モラルの遵守を訴え、ネットリテラシーの向上を図るとともに、青少年及び保護者に対してスマートフォン等のフィルタリングの必要性を周知	県民生活部 教育委員会 警察本部
【再掲】 JKビジネス対策の推進	青少年と保護者にJKビジネス（有害役務営業）の危険性を周知啓発し、事業者への青少年愛護条例に基づく指導の徹底と営業実態調査の実施等を通じて、青少年の被害防止を推進	県民生活部 警察本部
痴漢・盗撮等の犯罪事案への相談対応	痴漢・盗撮等の性的犯罪等に関する相談に女性警察官が対応する「レディースサポート交番」、鉄道施設における性的犯罪等の相談に応じる「痴漢等被害相談所」など、事案に応じた相談対応を実施	警察本部
性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運営	性犯罪被害の潜在化を防ぐため、性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」（本県では警察本部に設置している「性犯罪被害110番」に接続）を設置し、性犯罪被害者からの相談に24時間対応	警察本部
【再掲】 SNSを利用した犯罪被害の防止	SNS上で援助交際を求めるなどの子どもの性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、公式アカウントから直接注意喚起を行う等、被害防止に重点を置いた広報啓発活動を積極的に展開	警察本部

行動２ 犯罪が発生しにくい環境を整備する

(１) 安全安心なまちづくり

(防犯に配慮したまちづくり)

施策名	内 容	所管部局
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の普及啓発	防犯に配慮した道路や公園、駐車（輪）場のあり方を示した「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」について、設置・管理者等への普及啓発を行い、防犯性に優れた施設等の整備を推進	県民生活部 土木部 まちづくり部
防犯カメラの普及啓発	防犯カメラ設置の効果や適切な管理運営方法等を紹介し、普及啓発を推進	県民生活部 警察本部
防犯カメラの設置推進	防犯グループ等の地域団体による防犯カメラの設置を県、市町、警察が連携して支援	県民生活部 警察本部
商店街・小売市場における共同施設の整備	商店街等において共同で設置する防犯カメラ等の整備を支援	産業労働部
不法投棄を許さない地域づくりの推進	住民、事業者等と連携して不法投棄監視パトロールを実施する等、地域全体で不法投棄の未然防止を実施	環境部
ひょうごアドプトの推進	県が管理する道路・河川・海岸の草刈りや植栽、清掃美化活動等を行う地域団体と、県・市町が３者で合意書を交わし、用具の提供等を行うことで、団体の取組を支援	土木部
防犯まちづくりの推進	道路の歩車道分離（通学路の歩道等の整備等）、公園の植栽剪定や照明点灯時間の工夫、県営住宅エレベーター内の防犯カメラ設置等、防犯に配慮した都市基盤整備を推進	土木部 まちづくり部
屋外広告物対策の推進	違反広告物対策として、住民ボランティア団体による簡易な違反広告物の撤去を実施する等、周辺景観やまちなみと調和した良好な広告景観の形成を推進	まちづくり部
福祉のまちづくり条例の推進	福祉のまちづくり基本方針に基づき、バリアフリー整備基準に適合した施設整備等、総合的かつ体系的に福祉のまちづくり施策を展開	まちづくり部
ユニバーサル社会づくり推進地区の整備	すべての人が暮らしやすく活動できるまちづくりを進めるため、市町と地域住民が協働してまちづくりに取り組む地区をユニバーサル社会づくり推進地区に指定し、ハード・ソフト両面から取組を支援	まちづくり部

(防犯に配慮した住宅整備等)

施策名	内 容	所管部局
犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針の普及啓発	防犯に配慮した住宅・住宅地のあり方を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、住宅や住宅地を整備しようとする者等への普及啓発を行い、住宅・住宅地の防犯性の向上を推進	県民生活部 まちづくり部
空き家の適正管理の推進	放置された空き家が犯罪の温床や危険な遊び場となることを防ぐため、空家等対策の推進に関する特別措置法も踏まえ、市町と連携して、空き家の所有者等による適正な管理を促すとともに、周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の除却を推進	まちづくり部
防犯優良マンション供給の推進	(公社)兵庫県防犯協会連合会、(特非)兵庫県防犯設備協会、(公財)兵庫県住宅建築総合センターと連携し、犯罪に遭いにくい構造・設備の基準を満たすマンションを防犯優良マンションとして認定する制度を普及し、防犯性能に優れたマンションの供給を推進	まちづくり部 警察本部
防犯優良機器の普及促進	ピッキングに強い鍵、衝撃を与えても割れにくい防犯ガラス等、防犯上優れている機器等について、防犯教室や防犯設備展等を通じて普及を促進	警察本部
防犯優良駐車場登録制度・防犯設備優良住宅認定制度の普及促進	(公社)兵庫県防犯協会連合会、(特非)兵庫県防犯設備協会と連携し、犯罪に遭いにくい設備等を満たす駐車場を防犯優良駐車場として登録、住宅を防犯設備優良住宅として認定する制度を普及し、防犯意識と防犯力の向上を推進	警察本部

(薬物乱用防止対策)

施策名	内 容	所管部局
薬物の濫用の防止に関する条例の運用	薬物の濫用の防止に関する条例の適正な運用を通じ、県警等と連携して危険ドラッグ販売店等の指導取締りを実施	保健医療部
薬物の乱用防止対策の推進	・大麻、覚醒剤や危険ドラッグ等の薬物の乱用を防止するため、薬物乱用防止指導員を中心として「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の期間に地域に密着した重点的な街頭啓発活動等を実施 ・同指導員による地域や学校での薬物乱用防止教室・講習会の開催や健康福祉事務所での薬物相談窓口の開設など、薬物乱用を許さない社会づくりを実施 ・警察、行政、教育機関など関係機関相互の緊密な連携を図るため、兵庫県薬物乱用対策推進会議を設置・運営	保健医療部

(2) 繁華街等の環境の浄化

施策名	内 容	所管部局
客引き行為等の防止に関する条例の運用	・ 地域住民、商店街、市町、県警等と連携して「客引き行為等の防止に関する条例」の周知を図るとともに、同条例で指定する禁止地区における巡回や合同警戒等の取組を強化するほか、客引き行為者等への指導を徹底 ・ 民間事業者との連携やA I 防犯カメラの活用等、新たな客引き防止対策を展開 ・ 若年者が客引き行為等をする側にならないための効果的な広報啓発を実施	県民生活部
犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針の普及啓発	深夜（午後 11 時～翌午前 5 時）に営業する店舗やその周辺の安全を確保するためのあり方を示した「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」について、事業者等への普及啓発、防犯指導、防犯訓練等を行い、地域の安全性の向上を推進	県民生活部 警察本部
官民協働による安全安心な繁華街・歓楽街の確保のための環境浄化の推進	商店街や自治体で構成されるまちづくり協議会等、迷惑行為の防止と街並みの改善に関する活動を行う団体と連携を図りながら取組を推進	県民生活部 警察本部

(3) 相談体制の構築

施策名	内 容	所管部局
相談窓口の充実	・ 庁内各部局において、虐待、いじめ、家庭内暴力、悪質商法や特殊詐欺等消費生活上の問題、交通事故、性犯罪・性暴力等様々な事案に応じて、被害者が相談しやすい窓口を充実するとともに、関係機関で連携しながら適切に対応 ・ 県警各部署において、ストーカー、DV、性犯罪、特殊詐欺、悪質商法、サイバー犯罪、暴力団犯罪、交通事故など被害者が直面する様々な相談に適切に対応	県民生活部 福祉部 教育委員会 警察本部
「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」の運営	・ 日常生活の中で異変に気づいた際や虐待、DV、いじめ等が疑われる場合等に、匿名で通報でき、速やかに関係機関につなぐ「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を県と県警が共同して運営し、犯罪の未然防止と早期発見を推進 ・ より適切に情報をキャッチするため、SNS等による相談対応を検討 ・ 異変をキャッチするポイントや連絡方法等をまとめたマニュアルを共有し、関係機関・団体等との円滑な連携を推進 ・ 地域の安全安心に関わる相談を促すため、SNS、広報紙等を活用した効果的な情報発信を展開	県民生活部 警察本部
自殺対策の総合的な推進	一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追いこまれることのない兵庫」を目指して、市町や関係機関・団体等と連携し、相談体制の充実や地域の相談支援ネットワークの構築、地域レベルの実践的取組を支援する等自殺対策を総合的に推進	福祉部

行動３ 変化する犯罪から身を守る

(１) 特殊詐欺の未然防止

施策名	内 容	所管部局
特殊詐欺被害防止に関する啓発	・ 特殊詐欺の手口等の情報を高齢者等に提供し、被害の防止につなげるとともに、体験・体感型講習会の開催など、特殊詐欺の特徴や防止策が記憶に残るよう工夫 ・ 地域団体、事業者団体、行政機関等により構成されるひょうご地域安全まちづくり推進協議会と連携し、被害防止に係る講話等を実施 ・ 地域のボランティア等と連携した広報啓発活動等を推進	県民生活部 警察本部
特殊詐欺被害を防止する水際対策の充実	・ 特殊詐欺が疑われる場合に、金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者、近隣住民等が高齢者等に積極的に声掛けし、被害が水際で防止されるよう、関係機関・団体、事業者等への協力依頼や詐欺手口の情報提供等を促進 ・ 自治体及び県警察が金融機関等と連携した「ストップ！ＡＴＭでの携帯電話」運動に係る啓発活動を実施	県民生活部 警察本部
自動録音装置の普及	・ 独居高齢者等、特殊詐欺被害リスクの高い世帯に自動録音装置をより確実に普及させるため、外付け自動録音機を無償で配付 ・ ひょうご地域安全まちづくり推進協議会等と連携し、制度の周知や設置に係るサポートを実施	県民生活部 警察本部
関係者連絡調整会議の開催	県、県警、防犯協会、事業者団体等が一堂に会して、特殊詐欺等に係る課題を共有し、効果的な対策を検討	県民生活部 警察本部

(2) 闇バイト、SNS型投資・ロマンス詐欺の未然防止

施策名	内 容	所管部局
少年院や少年鑑別所と連携した講座の実施	少年院や少年鑑別所と連携し、在院者・在所者が闇バイト等に関わらないよう講座を実施	県民生活部
犯罪実行者募集情報（闇バイト）による強盗や特殊詐欺への対策	仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払を示唆する等の不審点のある求人情報には応募しないよう呼び掛けるとともに、犯罪実行者募集情報（闇バイト）に応募してしまい、犯罪に加担しようとする者に対しては、実際に犯罪に関わることがないように呼び掛け、相談を受けた際には保護するなど犯罪の実行に至らせない取組を強化	県民生活部 警察本部
教育現場における闇バイト対策	・児童・生徒が闇バイトに関わることがないように、教育現場において、チラシを活用した注意喚起や相談窓口の周知等を実施 ・闇バイトへの関わり防止を含めた、非行防止教室を実施	教育委員会 警察本部
AIを活用した闇バイト募集への対策	AIを活用したシステムを運用し、闇バイトを募集するSNSの投稿に対して警告を実施（リプライ警告）	警察本部
SNS型投資・ロマンス詐欺への対策	被害発生状況などに応じた効果的な広報啓発の実施により、県民の防犯リテラシーの向上に努めるほか、偽サイトのURLについての情報セキュリティ関連事業者への情報提供を講じるなど、事業者等と連携した県民を詐欺から守るための対策を推進	県民生活部 警察本部

(3) サイバー犯罪の未然防止

(被害防止の啓発等)

施策名	内 容	所管部局
ネットトラブル防止に向けた啓発	過度なネット利用による健康面への影響やネットトラブルを防止するため、関係業界団体や青少年育成団体等を通じた啓発や、ホームページ・デジタルサイネージ等による啓発などを実施	県民生活部
サイバー犯罪未然防止のための広報啓発活動の推進	産・学・官が一体となってサイバー空間の実態を把握し、サイバー犯罪に関する注意喚起情報や対処方法等について、SNS等を活用した広報啓発活動を推進	警察本部
「サイバー犯罪被害防止教室」の開催	インターネットに潜む危険性やその対処方法を周知し、被害を未然に防ぐため、県民等に対し、サイバー犯罪被害防止教室を実施	警察本部

(青少年の被害防止等)

施策名	内 容	所管部局
【再掲】 青少年の安全 安心なインターネット利用 の推進	SNSによる犯罪被害などのネットトラブルを防止するため、青少年自身が主体的にインターネット利用対策について考える取組や、家族でネットの使い方を話し合う取組を支援	県民生活部
【再掲】 青少年のインターネット依存等防止対策 の推進	青少年のインターネットの利用に関するルールづくりへの支援のため、関係業界団体等を通じた啓発や、ホームページ・デジタルサイネージ等による啓発、各地域の行事等における啓発を実施する等、ネット依存等から青少年を守る取組を推進	県民生活部 教育委員会
【再掲】 青少年のインターネット利用による被害等防止対策の 推進	青少年愛護条例に基づき、非行防止教室、街頭キャンペーン等において、児童ポルノ自画撮り被害、出会い系サイトやSNSなどの危険性や情報モラルの遵守を訴え、ネットリテラシーの向上を図るとともに、青少年及び保護者に対してスマートフォン等のフィルタリングの必要性を周知	県民生活部 教育委員会 警察本部
【再掲】 SNSを利用 した犯罪被害 の防止	SNS上で援助交際を求めるなどの子どもの性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、公式アカウントから直接注意喚起を行う等、被害防止に重点を置いた広報啓発活動を積極的に展開	警察本部

(消費者の被害防止等)

施策名	内 容	所管部局
【再掲】 消費生活情報の提供・啓発	消費者トラブルに関する情報をメールやX等で随時発信するほか、啓発パンフレット等を活用し、県民向けに相談事例や対処法等の消費生活情報を発信	県民生活部
【再掲】 消費者被害に係る相談体制の充実	広域的・専門的な消費生活相談に対応するとともに、市町相談員への助言を行うチームの設置、弁護士等の専門家による学習会、レベルアップ研修の実施等により市町の消費生活相談対応力の充実強化を推進	県民生活部
【再掲】 若者の消費者力向上の推進	高校生向けの出前講座や（一社）ひょうご大学生支援機構（HUSO）と連携した大学生への消費者教育、SNSを通じた啓発等、若者の消費者力向上を推進	県民生活部
【再掲】 消費者被害防止のための高齢者への啓発・見守り活動の推進	・ 県、市町、県警、福祉関係団体等で構成する「高齢者等消費者被害防止ネットワーク会議」における情報共有・研修等を実施 ・ 高齢者保健福祉月間（9月）における高齢者消費者被害防止キャンペーンの実施 ・ 「くらしの安全・安心推進員」による高齢者や周囲への啓発を推進	県民生活部
【再掲】 障害者の消費者トラブル防止対策の推進	・ 障害のある生徒が社会に出る前から消費者力を高めることができるよう、特別支援学校の教員向け研修会や出前講座を実施し、効果的な消費者教育を推進 ・ 障害者の消費者被害防止のため、障害者本人や見守りを行う方への啓発を実施	県民生活部

【参考 1】第 6 期地域安全まちづくり推進計画の成果

1 位置づけ

地域安全まちづくり条例第 12 条に基づく計画

2 基本理念

人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる「誰も取り残さない」持続可能な元気兵庫の実現を目指す。

3 計画期間

令和 4 年度～令和 6 年度（3 カ年）

4 3 つの目標の達成状況

目 標	R3	R6	増 減
目標 1 刑法犯認知件数の減少傾向を維持する	30,003 件	37,817 件	7,814 件
目標 2 高齢者の特殊詐欺被害を減少させる 子どもに対する声かけ・つきまとい等の 事案発生件数を減少させる	859 件 2,313 件	1,445 件 1,966 件	586 件 -347 件
目標 3 「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人（体感治安）」の割合を 80%以上に維持する	79.6% ※R1～R3 80.6%	68.0% ※R4～R6 67.6%	-11.6%

（１）刑法犯認知件数は増加

刑法犯認知件数は、平成 14 年の 164,445 件をピークに、19 年連続で減少していたものの、令和 4 年以降 3 年連続で増加しています。

特殊詐欺等の知能犯の増加が顕著です。近年、闇バイトを通じて実行役を募り、個人宅などに押し入る強盗事件や SNS による投資詐欺等も発生しています。

（２）特殊詐欺被害は過去最多

令和 6 年の特殊詐欺被害は、認知件数 1,445 件、被害額 31.9 億円と、いずれも過去最多を更新しました。被害に歯止めをかけるため、対策の強化が必要です。被害者のうち、60 代以上が全体の約 8 割を占めています。

手口別では、「オレオレ詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」の被害が多く、これらの手口が全体の約 8 割を占めています。

(3) 子どもに対する声かけ・つきまとい等事案の発生件数は2,000件前後

凶悪犯罪や性犯罪の前兆ともみられる子どもに対する声かけ等事案の発生件数は、2,000件前後で推移しています。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行し、人流が戻りつつある中、引き続き警戒が必要です。

(4) 「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人（体感治安）」の割合は減少

「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査において、「お住まいの地域は、治安が良く、安心して暮らせると思いますか」という設問に「そう思う」等と回答した人の割合は、令和4年度～令和6年度の3カ年平均で67.6%となり、第5期推進計画以前の水準より減少傾向にあります。

窃盗や詐欺など、身近なところで発生する犯罪の多発が影響している可能性があります。

【参考 2】地域安全まちづくり条例

○地域安全まちづくり条例

平成18年 3 月24日 条例第 3 号

地域安全まちづくり条例をここに公布する。

地域安全まちづくり条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 地域安全まちづくり活動（第 7 条—第10条）

第 3 章 地域安全まちづくり活動への支援（第11条—第16条）

第 4 章 雑則（第17条）

附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（基本理念）

第 1 条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

(県民の役割)

第2条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地縁団体等の役割)

第3条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

(県民等、県及び市町の相互の連携)

第6条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第2条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第2章 地域安全まちづくり活動

(地域安全まちづくり活動)

第7条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業者に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

(1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

(2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育

(3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

(防犯に配慮した施設の管理等の取組)

第9条 住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとするよう努めなければならない。

2 空地を所有し、又は管理する者は、当該空地を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

4 深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

(防犯に配慮した基盤の整備)

第10条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

2 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

3 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

(地域安全まちづくり活動への支援)

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
- (2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- (3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
- (4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
- (5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

(推進計画の策定)

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

(1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

(2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針

(3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

(4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

(地域安全まちづくり推進員の設置)

第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員(以下「推進員」という。)を委嘱するものとする。

2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、国及び犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。)による被害を受けた者等(以下「犯罪被害者等」という。)を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

(その他の地域安全まちづくり施策)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

※省略

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

※省略